

# 「府県史料」の性格・構成とその編纂作業

太田富康

## はじめに——「府県史料」と記録史料学

と思われる。

すなわち、記録史料学研究の視点から「府県史料」をみたとき、さしあたり次のような観点が考えられる。

### (一) 記録管理の規程や職制を調べるための史料

平成五年度に『埼玉県史料叢書』の第一シリーズとして刊行を開始した「埼玉県史料」は、今年度第四巻を刊行する。周知のとおり「埼玉県史料」は、現在国立公文書館内閣文庫に所蔵されている「府県史料<sup>〔1〕</sup>」のうちの埼玉原分である。「府県史料」は、明治七（一八七四）年末から十八年六月までの間、明治新政府の指示により、全府県で一斉に行われた府県史編纂の成果である。<sup>〔2〕</sup>

この府県史が編纂の対象としたのは、明治維新後の各府県の沿革という、同時代史である。また、現在見られるその内容構成は、布達・達や諸規則など、府県庁文書を中心とした史料を類目別編年に配したものである。いま「史料」と記したが、それらの多くは当時、行政文書として現行のものであり、府県庁文書として管理されている「記録」(Record)である。このことは、明治前期の府県における記録管理・情報管理を考えるに際して、「府県史料」はそのための材料を提供し、また、研究の対象そのものになりえるものである

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業（太田）

### (二) 記録から史料への評価選別の歴史的事例

アーカイブズとしてのものではないにせよ、日本史上の希少な事例として、近代初頭における評価選別の基準や歴史認識を考える材料となる。

### (三) 近代的システム確立期における記録管理との連環性

同一の文書を、同一ないしは隣接のセクションにおいて記録として管理するとともに、史料として編纂している

わけであり<sup>⑤</sup>、両者の間に史料編纂への便を考えた記録管理、あるいは、史料編纂の成果を記録管理に利用する、という一連の相互関係システムの形成を見ることはできないか。

#### (四) 戦前期における官公庁記録公開の事例

戦前期には、官公庁記録が公開されることが基本的にはなかつたなか、編纂物であり、また、布達や規則類が主ではあるが、「府県史料」は一部の府県立図書館で閲覧公開に供された。戦後の府県庁記録の公開・利用の前史的存在として、編纂終了後各府県に残された控本<sup>⑥</sup>の管理・活用を考えてみる意味があるのでないか。

このような観点から考えようとするとき、ひとり埼玉県の事例のみでは不十分で、ひろく「府県史料」全体を調査検討する必要がある。

昨年度は、特に（三）の観点から秋田県を調査し、埼玉県との比較をレポートした。<sup>⑦</sup>両県での府県史編纂及び記録管理システムは、基本的な共通性をもつと共に、わずか一県の比較でも大きな差異があり、問題意識を一層強くすることになった。しかし、それは編纂の結果として現在残されている「府県史料」の内容・構成のみを前提に、また、福井保氏をはじめとする先行の「府県史料」研究<sup>⑧</sup>に全面的に依拠しての調査であり、問題設定であった。

前記のいずれの観点から考えるにしても、その前提として、現在残されているテキストの内容・構成だけからではなく、編纂当時、

府県史編纂に求められた役割や位置付け、編纂方針として考えられた内容や構成、収載史料の選別の母体となつた対象記録、そして具体的な編纂作業など、「府県史料」自体の基礎的な調査研究が不可欠であろう。福井保氏は既にそのいざれについても紹介されているが、それは基本的に内閣文庫の進達本による検討である。記録管理との関係を視野に入れながらの、より具体的な検討のためには、各府県に残された控本や編纂及び記録管理関係史料の調査検討が必要であろう。もちろん、それらを用いた先行研究も少なくないが、その内容は事業の進展、担当職制や職員といった範囲に限定されがちであり、また、一府県のみの検討がほとんどである。

本稿は以上のような認識から、「府県史料」の基本的性格を再確認するため、

##### (一) 政府の歴史編纂事業における位置付け

##### (二) 求められた構成と内容

##### (三) 史料収集から進達までの編纂作業過程

##### (四) 収載史料の選別母体となつた記録

の四点について、改めて検討しようとするものである。

ただし、本稿でも検討の対象とした府県はわずかなものであり、府県側に残された控本を調査した数も一〇県程度にとどまる。本稿は、そのうち秋田、宮城、島根、愛媛、埼玉の五県を中心とした史料及び政府の規定や令達に限られた範囲での考察であり、今後の調査・検討により修正を期していくかねばならないものである。

## 一 府県史編纂の位置付け

### (一) 歴史課事務章程——「本史ノ考拠」

前述のとおり、「府県史料」は明治新政府の指示により行われた府県史編纂事業の成果である。また、その編纂事業は「府県史」单独としてなされたものではなく、国の歴史編纂事業の一環としてなされたものである。よって、「府県史料」の性格や内容・構成は、その歴史編纂事業での位置付けや求められた役割に規定されていることになる。そこで、最初に政府における編纂事業の例則や事務章程等により、この点を確認したい。

明治新政府成立から間もない明治二（一八六九）年、明治天皇は修史事業振興の沙汰書を下し、三条実美が修史總裁に任じられた。三月には六国史を継続する修史事業のため、元和学講談所に史料編輯国史校正局が創設された。同局は五月に昌平校中に移されたが、十二月の学校変革にともない休局となり、その事業は緒につかなかつた。

再び歴史編纂事業が立ち上げられたのは、政府の文書記録の管理を管掌する太政官正院記録局においてであった。<sup>10</sup> すなわち、同局六等出仕の長松幹が自らの上申により、明治四年九月「復古一新ノ際ニ於ケル文書ノ編纂」に従事した、後に「復古記」として完成する事業である。緒につかぬまま中断した六国史の継続に先立ち、歴史

編纂事業は、新政府の正当性を主張するものとして、新政府成立期という同時代の文書記録を編纂して現代及び後世に伝える、という地点から開始された。

長松は、この事業を分局のような形で行つたが、五年十月、太政官正院の分課が定められ、記録課とは別に歴史課が新設された。翌六年に出された「歴史課事務章程」の前文が、その編纂事業の目的と全事業内容を示している。<sup>11</sup>

### 歴史課事務章程

本課ノ掌ハ歴代ノ紀伝ヲ編撰シ、世運ノ汗隆・政体ノ沿革ヲ詳ニシ、一定ノ国史ヲ脩ルニ在リ、就中丁卯昭運ノ会先朝ニ胚胎シ、國家頗ル多事ニ屬ス、而シテ朝廷紀載備ラス、是最モ其急ニスヘキ者トス、故ニ先ツ先帝即位ノ日ニ起リ以テ不新ノ治ニ及ヒ、制度典章・官省地方ノ沿革施設等、朝廷文書及ヒ列藩諸家ノ記録ヲ博採シ本院ノ正史ヲ撰シ、以テ廟堂ノ廣視通鑑ニ供スヘシ、然後ニ一ハ順次其上ニ溯リ、一ハ将来ニ就キ本院記録ノ文書・府県ノ記載等ニ拠リ陸續編次、以テ上下国史ヲ一定スヘシ、藩史ハ慶元以降封建ノ形勢・藩治ノ体裁ヲ誌シ、戸口・租徵・会計・法律・刑法・軍務等ノ沿革・異同ヲ詳ニシ、志表ヲ制シ本史ノ参考ニ備フヘシ<sup>12</sup> 藩史ハ近日建議スルモノニ係ル

本史ノ考拠ニ備フシスルモノニ係ル、以上本課專掌ノ事務トス、  
奉職官員宜シク左ノ章程ヲ遵守シ失墜スル勿ルヘシ（下略）

これによれば、その目的は「一定ノ国史ヲ脩ル」ことであり、それは「本史」「藩史」「府県史」から構成されるとしている。その本史は、「國家頗ル多事」でありながら朝廷に「紀載」が備わつてない王政復古の経過について、孝明天皇即位を上限として編纂することを「最モ其急ニスヘキ者」として着手の第一としている。その後、一方では過去に遡り、一方では「将来」にわたつて「陸続編次」することにより「国史ヲ一定」する、としている。すなわち、編纂の順序は維新期（現代）を確実に記録した後、過去に遡つて編纂するとともに、将来も続けて記録を編纂していく、というものである。

そして、その編纂のための史料は「朝廷文書及ヒ列藩諸家ノ記録」「本院記録ノ文書・府県ノ記載等」が挙げられている。当初の構想では、現代及び「将来」の歴史編纂に大きな重点がおかれていたことがわかる。

#### 使府県

国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等、左ノ例則ニ依リ叙記シ正院歴史課へ可差出此旨相達候事

但、費用ノ儀ハ本年四月第五十六号達地誌編輯費額七百金ヲ以テ、改テ史誌両般ノ費用ニ支給候条、右勘定帳史誌両廉ヲ区分シ大蔵省へ可差出事

（以下の「歴史編輯例則」は三九ページ参照）

これに対し藩史は本史の「参考」、府県史は同じく「考拠」に備えるべきもの、という付属的位置付けがなされている。この「本史ノ考拠ニ備」、えるためという位置付けが、府県史そのものが編纂成果であり、本史とともに国史を構成するものなのか、あるいは、本史を編纂するための「考拠」、すなわち、本史が拠るとしている「本院記録ノ文書・府県ノ記載等」にあたるもののかは、はつきりしない。

翌八年四月に歴史課が修史局と改められた後、五月に「修史事宜」が上申され七月に裁可された。

さて、この章程では府県史につき「近日建議スルモノニ係ル」としているが、六年五月の太政官火災による収集「原記類悉皆焼亡」<sup>13</sup>が影響してのことか、使府県に対しその編纂が命ぜられたのは約一年後の七年十一月十日付の太政官第一四七号達<sup>14</sup>によつてであった。この達は、八則から成る「歴史編輯例則」を示してその編纂を命じたものである。

#### （二）修史事宜——「各府県ノ編輯書類ヲ以テ材料トシ」

福井保氏も指摘しているように<sup>15</sup>、この達では「府県史」あるいは「府県史編纂」の名称はなく、例則の名称は単に「歴史編輯」である。冒頭に示されている目的は「国史編修」であり、そのための「考拠」のひとつとなる「維新以来地方施治沿革等」を収集することが目的であるようみえる。

○修史事宜明治八年五月四日上  
申、七月十日裁可

両度ニ其成稿ヲ上進スヘシ

本局先キニ復古記編纂ノ命ヲ受ケ今略成稿ニ近シ、爾後ノ業一ハ既往ニ溯リ一ハ将来ニ就テ国史ノ纂輯スヘキ方法規程ヲ条陳スル事、左ノ如シ

一、皇國ノ正史六国史ノ後未タ之ニ続クモノアラス、大日本史出ルニ及テ神武天皇以来南北朝ニ至ルマテ始メテ一部ノ正史アリ、南北以後今日ニ至ルマテ五百年間世ニ正史ナク、私撰野乘紜繆百出統紀スル所ナシ、是宜シク急ニ一部ノ正史ヲ編シ以テ世ノ確拠トナサ、ルヘカラス

一、南北以後ノ事蹟ヲ編スル先分テ三大段トナスヘシ、後小松天皇ヨリ後陽成天皇ニ至ル即チ足利・織田・豊臣氏三代二百三十年間ヲ一段トシ、後水尾天皇ヨリ孝明天皇ニ至ル即チ徳川氏一代二百五十年間ヲ一段トシ、維新以降ヲ一段トス

一、前二大段ハ先ツ其史料ヲ採集スヘシ、採集ノ体裁ハ塙保已ノ史料ニ倣ヒ、年月日ヲ逐ヒ引用書ヲ臚列シ務テ遗漏ナキヲ要ス、而シテ各員二大段ヲ分掌、大段中又数小段ヲ区分シ各人專掌シ、採集成ルニ隨ヒ編纂ノ業ニ從事スヘシ

一、後一段ハ本局ノ復古記復古記ハ時事ノ顛末ヲ詳ニシ、達書・願書等ヲ主トス、故ニ全ク史伝ノ・記録課ノ太政類典・其他日誌・布告布達書及ヒ諸官省・各府県ノ編輯書類等ヲ以テ材料トシ、直ニ編纂ノ業ニ就クヘシ

一、本局中史料採集及編纂ノ一小課ニ分チ其任事ヲ專掌シ、一年

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業（太田）

一、大日本史正史タリト雖モ間々誤脱ヲ免レス、且其体裁紀伝史タルヲ以テ通覽ノ便ヲ失ス、今編纂スル所ハ編年ノ体ヲ用ヒ事皆大一統ノ下ニ繫クヘシ、文字ハ片仮名ヲ雜用シ文体古ニ拘セス、今ニ流レス簡明雅馴ニシテ務メテ通曉シ易カラシメ、旁ハラ西國歴史ノ体ヲ襲用スヘシ

一、西國歴史ノ体編年史中ニ紀事本末ノ体ヲ帶ビ、間々論断ヲ加ヘ或ハ図画ヲ挿ミ、概數統計ノ事ニ至テハ表紀ヲ掲出シ、一目瞭然其要領ヲ得セシム、從前和漢史中表誌ノ設アリト雖モ西史ノ簡明悟リ易キニ若カス、故ニ今編纂スル所ハ編年中ニ表誌ヲ帶ヒ、間々事ノ沿革本末ヲ叙列シテ論断ヲ附シ、地理形勢等ノ処ニ至テハ図面ヲ挿入スルヲ要スヘシ、是将来ノ史ヲ修スルニ尤注意スヘキモノトス

一、本邦ノ事蹟往々秘シテ伝ヘス、封建ノ世ニ至テ其弊尤甚シ、故ニ正史ヲ修シ其確實ヲ得ルハ官家ノ力ヲ仮ルニアラサレハ能ハス、而シテ官撰ノ史ハ必ス總裁ヲ置カサルヘカラス、蓋シ是非得失ヲ裁決シ事實ヲ確定スルハ其事體重大ナリ、故ニ六国史ノ如キ親王或ハ大臣之ヲ總裁ス、況シヤ今編纂スル所將ニ從前ノ史体ヲ一変シテ将来ノ模範ヲ垂ントス、是尤モ總裁無ルヘカラス、己巳ノ年命アリ三条殿下ヲシテ修史ヲ總裁セシム、然レトモ国事多端ニシテ未タ着手ニ遑アラス、荏苒歲月其事消タル如シ、今編纂ノ業ヲ擧ル宜シク三職中新タニ總裁一名ヲ命セ

ラレ、凡局務ノ開帳史体ノ裁制等一二之ニ委任取決スヘシ、然ラサレハ重大ノ事業急ニ成功ヲ期シ難シ

一、聞ク英人サトウ近世史略ヲ訳述スト、史略ノ撰紕繆多キヲ以テ本局先キニ上申スル所アリ、而ルニ今之ヲ伝播シ各国人ヲシテ其謬説ヲ信セシム、是正史ノ出サル独リ海内人民ヲ誤ルノミナラス併セテ海外人民ヲ誤ル、豈國家ノ大瑕穪ナラスヤ、故ニ正史編纂ノ事尤モ急ニセサル可ラサルナリ、右修史ノ概略トス、其方法規程ノ細節、引用書搜索ノ事及ヒ人員増減等ノ項ハ開張命下ルノ後具ニ之ヲ上陳セん

基本的に先の「歴史課事務章程」前文を引き継いでいるといえる。

すなわち、「爾後ノ業一ハ既往ニ遡リ一ハ将来ニ就テ国史ノ纂輯スヘキ」とし、六国史・大日本史に続く南北朝期以後を編纂の対象とした。具体的には、この時期を「足利・織田・豊臣氏三代二百三十年間」「徳川氏一代二百五十年間」「維新以降」の三期にわけ、前者はまず、史料の収集が任務とされた。これに対し、「維新以降」

については、本局の復古記、記録課の太政類典・その他の日誌・布告布達書、諸官省・各府県の編輯書類等により「直ニ編纂ノ業ニ就クヘシ」と規定されている。

ここでは、「復古記」を「達書・願書等ノ如キ悉ク其原文ヲ錄シ、以テ政府ノ考拠ニ備ルヲ主」とするもので、それ自体が最終の正史ではなく、「太政類典」以下の諸資料とともに正史編纂のための「材料」に位置づけられている。この「修史事宜」中に「府県史」の言

葉はないが、この「材料」とすべきなかには「各府県ノ編輯書類」が含まれている。「書類」とされていること、「諸官省」と並列されていることなどから、直接にこれが府県史そのものを指すとはいえないが、府県の原文書を修史局が長期に借り出すことは、府県の施政実務のための記録管理上考えにくい。「復古記」・「太政類典」をはじめ、日誌・布告布達書はいずれも原文書の編綴物ではないこと、「復古記」の「考拠ニ備ル」という性格が「歴史課事務章程」前文にあつた「本史ノ考拠ニ備フヘシ」に共通することからも、「諸官省・各府県ノ編輯書類」は、原文書の編綴簿冊ではなく、別に謄写、あるいは編纂されたものを意味しているように思われる。とすれば、そのうちの「各府県ノ編輯書類」では、先の太政官第一四七号達の「国史編修ニ付」という目的表現などからも、府県史が重要な位置付けを持っていたことが想定される。

### (三) 「編輯著手ノ方法」の変化と府県史編纂の終了

統いて同八年九月に稟定された「編輯著手ノ方法」<sup>〔17〕</sup>では、前述の三期及び南北朝期以前の計四期をそれぞれ第一～四課が担当することを規定している。うち、長松幹が総括した第三課の事業は「慶応三年ヨリ明治七年マテ」、より具体的には「復古記及明治史要ヲ卒業シ更ニ己巳歳以後ノ史料ヲ採集シテ復古記ヲ統キ遂ニ維新已降ノ編年史ヲ編纂」することであり、さらに「将来逐年ニ之ヲ統成スヘシ」と七年にとどまらず、将来にわたつての継続が示されている。こ

では、着手の方法を「復古記」等を材料として直ちに正史編纂に着手する、という「修史事宜」での表現から、「復古記」に続ける「史料採集」と、それに続く「編年史」編纂という表現に変化している(「己巳歳」は明治二年であり、元年までを対象とした「復古記」に連続する)。やはり「府県史」の言葉はないが、それ以後を逐年に続成するという区切りを七年においていることは府県史と一致している。

また、「編年史」ではないが、この時点で「復古記」と平行して編纂されている「明治史要」<sup>18</sup>では、出典にわずかながら「長野県史」(三年十二月十七日条、同年十二月二十三日条)「山梨県史」(五年八月二十八日条)がみえる。その記事はそれぞれ「長野県史料一 時変騒擾之部」「山梨県史料二十 騒擾時変」に確認できる。「明治史要」の記事の出典は七年(卷八)までしか記されておらず、また、卷八までの成立は明治九年で、府県史編纂が命じられて日が浅い時期のため、多くの府県史はその利用に間に合わなかつたと思われる。これら的事情から事例は少ないが、府県史は単独の編纂物としてだけでなく、修史局での編纂に「材料」としても使われたことがわかる。

修史局は財政緊縮のため十年一月に修史館に縮小される。その後十二年六月に改定された「修史館分局及編輯著手ノ方法」<sup>19</sup>では、編纂対象時期の区分が維新の前後という二区分となつた。維新前は、明徳三年十月(南北朝統一)から慶応三年十月(大政奉還)までの「史料ヲ作り」かつ藩史及び歴朝編年史紀略を編纂することなどがその

職掌とされた。一方の維新後は、「復古記及ヒ地誌提要ヲ卒業シ、己巳歳以後ノ史料ヲ採集シテ復古記ニ接シ、将来逐年ニ之ヲ続成シ遂ニ其編年史ヲ作り、且明治史要・府県史・地誌ヲ編纂シ兼テ地図ヲ製スヘシ」とされた。ここでの大きな変化は、「修史事宜」「編輯著手ノ方法」では名称のあらわれない府県史が明記されていること、しかも「復古記」に続く「史料採集」及び「編年史」とは別個に編纂する、という位置付けで示されていることである。ただ単にこれまで明記されていなかつたものを規定整備した、というだけのことかもしれないが、縮小された修史館においては、府県史Ⅱ地方沿革を含みこんだ「編年史」の編纂が困難となり、府県から進達された府県史はそのまま成果編纂物とするような転換がなされたことも考えられる。

さらに十四年十二月、南北朝以降の編年史編纂に力を注ぐ修史館の改革が行われ、維新後の編纂事業は大きく後退した。同月所定の「編修規則」<sup>20</sup>では第二局編修課の職掌を正史の編成とし、その対象を「慶応三年十月王政復古」までとしている。「復古記」編纂も中止され、復古以後については、史志料の編成を職掌とする第三局纂輯課に「明治史要」があるのみとなつた。翌十五年一月所定の「編修例則」<sup>21</sup>でも慶応四年(「大政帰朝」)までを対象とし、維新以後についての記述はなくなつていて、なお、「復古記」については、長松幹の強い編纂継続要請により同年六月再開された。<sup>22</sup>

この時、「復古記」と同様に維新後の同時代を対象とする府県史

編纂について、何らかの動きがあつたかどうかは定かでない。しかし、「復古記」中止の要因が、修史館の縮小による人員問題、及び華族提出史料に片寄った不完全な編纂であるという副總裁重野安繹らの考えによるとすれば<sup>(23)</sup>、各府県において、府県庁文書を中心として編纂されていた府県史は、十二年改定の「編輯著手ノ方法」で「編年史」とは一線を画していたこともあり、問題とされなかつたといえるかもしれない。いずれにせよ、この間も府県によって編纂・進達が継続された。

各府県による編纂が中止されるのは、十八年六月のことと、以後府県史は修史館で一括編纂されることとなつた。十七年五月七日の修史館總裁稟議は、その理由を「編纂体ヲ得ルモノ甚鮮ク且精粗繁簡一ナラス、立序以後明治七年迄ノ分ニシテ未タ整理ニ至ラス、或ハ今日ニ至リ尚例則ノ質疑ヲナスノ類往々之アリ、其成功ヲ督促スレハ費用ノ不足ヲ訴ヘ、否サレハ勿卒不完全ノ稿本一両冊ヲ上進シ以テ其責ヲ塞クアリ」、「此上際限ナキ日子ト資金トヲ費スモ、其成ル所ノ稿本本館又之ヲ訂正スル、許多ノ歳月ト功力トヲ費サ、ルヲ得ス」とし、府県に下付されていた史誌編輯費を修史館に一括して移すことを求めたのである。<sup>(24)</sup>これによれば、府県史は単独の編纂成果としても不十分な状況であったようである。ここでも、縮小された修史館の人員・予算の不足や編纂成果への厳しい要求がかいまみられる。しかしながら、この總裁稟議に副書を付したのが、維新後の編纂事業に熱意を示してきた長松幹（当時修史館監事）であるこ

とから、この稟議は府県史編纂事業の改良を求めたものであつて、縮小・中止といった意図はなかつたと思われる。

この一年前の十六年二月、修史館は編纂・進達が未完の明治七年以前分につき、「本館整理上差障」るため、七月までに上進するよう督促する照会を出している。この照会は、群馬県・山口県・福岡県等に出されたことが確認できる。<sup>(25)</sup>稟議中の「立庁以後七年迄ノ分ニシテ未タ整理ニ至ラス」という文言から、この照会によつても、その進達は十分ではなかつたことがわかる。このような編纂状況が、府県において編纂を継続しても十分な成果は得られない、という判断を導いたのである。この照会の結果が、翌年の稟議に至るひとつの大きな材料となつたであろうことは推測に難くない。

この後、府県史の編纂は、修史館において欠を補う形で継続されたが、わずか七か月後の十九年一月、太政官制から内閣制への移行にともない修史館が廃されるとともに、府県史編纂事業は中止され、以後再開されることはなかつた。他の修史事業は新たに設置された内閣臨時修史局に移され、さらに二十一年には帝国大学に移されることにより、政府の事業からは消えることになる。

#### （四）府県担当者の考える位置付け

政府の修史担当機関における位置付けに対し、編纂を命じられ、実際にその任にあたつていた側では、府県史をどのような位置付けのものと考えていたのか。それを伝えてくれる史料は少ないが、一、

二紹介しておきたい。まず、島根県で修史科長の任にあつた湯本文彦は次のように述べている。<sup>(26)</sup>

(前略) 歴史編輯例則ニ照ラスニ、府県史ナル者ハ政府ニテ国史修撰ノ挙アルカ為ニ蒐録スル所ノ史料ニシテ、未タ直チニ之ヲ以テ史ト称シカタキ者タルニ似タリ、夫レ史ニ三体アリ、一ニ曰ク紀伝、二ニ曰ク編年、三ニ曰ク紀事本末、人ヲ見ルニハ紀伝ヲ尚ヒ、世ヲ見ルニハ編年ヲ尚ヒ、事ヲ見ルニハ紀事本末ヲ尚フ、府県史ハ其事ヲ見ルヲ主腦トナスヲ以テ其編輯ノ例則概不紀事本末ニ倣フ者ナリ、而シテ其制度ノ部ノ如キハ最モ紀伝史中ノ志類ノ如ク其編錄ノ体ハ甚夕類従格例ノ如シ、時ニ其綴属過度ノ為ノ記事アリト雖モ之ヲ概スルニ編輯成書ニ至ラス、記事成文ヲ用ヰス、只其事ヲ部分類聚シ之ヲ叙記列載シ国史修撰ノ史料ニ供スル者タリ、故ニ曰ク、府県史ナル者ハ国史編纂ノ史料ニシテ未タ直チニ之ヲ以テ史ト称シカタキ者タリト、雖然国史ヲ作ル者ハ廈屋ヲ當スルカ如ク、史料ヲ編スル者ハ木石ヲ出スカ如シ、木石良ナラサレハ名工モ廈屋ヲ當スルアタハス、史料精ナラサレハ能史モ正史モ作ルアタハス、史料豈其レ重セサルヘケンヤ、(下略)

湯本文彦は、鳥取藩の藩校大教生・因幡国一宮(国幣社)宇倍神社権宮司の前歴を持ち、島根県から特例をもつて招請された人物である。後、京都府にあつて平安遷都一一〇〇年を記念した『平安通志』を始め多くの歴史書編纂にあたり、また、編纂長として『鳥取藩史』編纂にもあたつた。京都帝室博物館学芸委員・東京帝国大学史料編

纂員も委嘱されるなど、一生を歴史編纂にかけた人物である。<sup>(27)</sup>引用した史料は、島根県に招かれて間もなく、修史事業の改良を建議した際の文書中の言葉である。府県史は、国史編纂のための史料収集である、との位置付けを「歴史編輯例則」から読み取り、府県史そのものは「史」とは言えないものである、と言い切つてある。しかし、すぐれた史料なくしてすぐれた正史編纂は不可能である、として史料編纂の重要性を認識している。いかに良質の史料を国史編纂に提供できるか——これが、府県史編纂の目標であるとの認識を見て取ることがができる。

なお、この湯本の建議がなされたのは十三年三月である。前述のように、修史館では既に「復古記」に続く「史料採集」及び「編年史」と府県史編纂に一線を画するように「編輯著手ノ方法」を改定している時期である。しかしながら、府県史編纂の方針変更等に関する指示が府県に対して出された形跡はなく、引き続き「歴史編輯例則」等に従つて編纂が継続していたわけであり、修史館における位置付けの変化は、大きく府県の事業に影響することはなかつたことが、ここからも推し測ることができる。

国史編纂のための地方沿革史料の編纂、という位置付けに対し、府県における有用性、という位置付けも一方で生じている。府県における編纂事業の中止に対し、山梨県の編輯主任者山田弘道は、「地方限り」の編纂事業継続を次のように具申している。<sup>(28)</sup>

ノ進否、警察獄事ノ弛張、戸数人口ノ多寡、租税段別ノ増減、道路橋梁ノ開通、治水築堤ノ経画ニ至ルマテ、総テ百般ノ事態各其起原興廢沿革ノ綱要ヲ知ルモノ一モ史ニ根底セサルナシ、然ルニ一旦之ヲ廢止セラル爾後何ヲ以テカ考証ニ供スベキ、或ハ各署各課ノ簿冊ニ就テ微センカ、所謂汗牛充棟且紛乱雜錯、今日ニシテ之ヲ温メルモ尚ホ一朝一夕ニ知悉スル事難カルベシ、況ニヤ數年ノ後ニ於テ探求討索スルモ到底容易ニ拾收スル事能ハサル、論ヲ俟サルナリ

行政施策等のあらゆる分野において、その起源や変遷・推移を知るうえに、保存行政文書の簿冊では検索が困難であり、県史こそがその用を満たす、としている。ここでは、県庁記録の管理システムが不十分で、それよりも有効なものとして県史が必要、という記録管理に代替する位置付けが述べられている。国史編纂のための史料、という目的・位置付けとは別に、府県にとつての新たな目的・位置付けが生じてきてていることが、少なくとも山梨県ではみられる。それゆえ、国の事業としてではなく、「地方限り」での継続が求められることになるのである。

なお、この具申に対し県令から審査を求められた青柳直道七等属は、「統計ニシテ精覈ヲ得サルトキハ之ニ依テ編輯スル所ノ者亦信ヲ措キ難キ場合ナキニ非ス」と、逆に県史編纂の前提として、正確な統計調査という、情報管理の整備をあげてこれに回答している。

埼玉県の場合も、十九年八月創刊の公報誌「埼玉県報」に繋げる

まで、として「地方限り」の編纂事業を継続している。<sup>(29)</sup>府県によつては、府県史編纂が記録管理・情報管理のなかに位置付けを持つようになつてゐることが想定できるが、この問題は前記研究観点の第三点として、機会を改めて考えたい。

### (五) 国史編纂のなかの府県史

以上、府県史編纂の開始から終結に至る間の、政府修史担当機関(歴史課—修史局—修史館)の例則・章程等の変遷により、明治前期の太政官による国史編纂の方法とそのなかでの府県史の位置付けをみてきた。府県史の位置付けについては明確にしにくい面もあるが、概ね次のように考えられるのではないかだろうか。

(1) 王政復古以降及び「将来」にわたる時期の編纂が重視されていた。これには、歴史課長・修史局長・修史館監事等を歴任した長松幹に負うところが大きかったと考えられる。

(2) 当初、府県史は正史編纂のための史料(「考拠」「材料」として求められた感が強い。その際の考え方として「復古記」においても、その目的は「政府ノ考拠ニ備ルヲ主」としたものであり、正史からみれば「材料」として位置付けられている。その「材料」としては、「復古記」の他、「太政類典」、各種日誌、布告布達書、諸官省・各府県の編輯書類があげられており、「本史ノ考拠ニ備フヘシ」とされた府県史は、「各府県ノ編輯書類」の中核を担う位置付けをもつたのではないか。

(3)その後、修史館の縮小等の要因により、維新後の同時代史編纂は縮小され、「復古記」すら中止の危機を迎えた。その結果、維新後の「編年史」は視野から外れ、「復古記」「明治史要」等が単独の編纂成果とされた。

(4)この間、府県史の編纂は七年末から九年にかけて出された「歴史編輯例則」や「分類細目」(次節参照)を基準として統一されており、新たな指示が出された様子はみえない。しかし、修史館での位置付けにおいては、十四年の改革により国史編纂の一環としてよりも、当面「復古記」「明治史要」同様、それ自体が単独の編纂成果としての位置付けに、その性格が変化している。

(5)府県においては、国史編纂のための史料、という位置付けが理解されていると思われる一方、独自の目的・位置付けを付与している府県もあつたことが想定される。

## 二 府県史の内容構成

前節では、政府の修史事業全体のなかでの位置付けを検討したが、「編年中ニ表誌ヲ帶ヒ問々事ノ沿革本末ヲ叙列シテ論断ヲ附」す(八年「修史事宜」という構成をとる正史の材料としては、収録された史料を効率よく利用できること、原史料に変に手が加えられていないこと、編年体を基本とすること、などの内容構成が要求されることが想定される。なお、前節でみたように位置付けの変化の中で

もその内容や構成を変更する指示はみられず、それらは最後まで貫していただと思われる。

結果として、現在残されている「府県史料」が、各類目ごとに編年体で原史料を編成する内容構成を基本としていることは、「はじめに」で指摘したとおりであるが、本節では、政府(歴史課—修史局—修史館)から府県へ示された具体的な編纂方法、及びそれを受けて実際に府県がとつた編纂方針等から、その性格・内容構成を確認したい。

### (一) 政府の指示

#### ① 「歴史編輯例則」による基本構成

まず、前述明治七年十一月太政官第一四七号達によつて示された「歴史編輯例則」(以下、例則と略す)をみてみたい。

#### 歴史編輯例則

歴史ハ政治ノ沿革・民物ノ盛衰ヲ観ルヲ主脳トス、故ニ各管内諸般ノ事蹟、左項ヲ照シテ事毎ニ年月日ヲ詳覈ニシ、逐次分類叙記スヘシ、就中申牒・布令等大ニ関係スル處アルモノハ、類ニ從ヒ原文ヲ挿入シ、事由難解モノハ條下ニ註釈ヲ加フヘシ、凡史伝ヲ脩スル質実簡明ヲ尚フ、故ニ事実縁由ヲ考究シ行文ノ雅俗ニ拘ラス紀事ノ本末ヲ全フシ、繁ヲ省キ要ヲ摘ミ貫通理会シ易ラシメ、妄ニ愛憎褒貶ヲ加ヘ溢美冤枉ノ弊ナキヲ要ス、主任者最モ注意スヘシ

第一則

苗字名  
年齢

立庁ノ日ヨリ明治七年十一月ニ至ル迄、部内政治ノ施設・制度ノ沿革、租法・禄制・拓地・勧農ヨリ軍役・工業及ヒ騒擾時変等ノ事類ヲ分チ歴叙スヘシ

但、孝義忠節ノ類及ヒ民利ヲ興シ国益ヲ成セシモノ等ハ之ヲ付記スヘシ

第二則

年月日

一、任某官

或ハ某職被仰付候事  
或ハ何等出仕申付候事  
或ハ出仕差免候事

年月日

一、免本官

該管地、元幕府ノ所領或ハ某藩ノ提封・某氏ノ采地ニ係ルモノ又

他管ヲ合併スルモノハ、某地ハ某県ヲ併ス、某地ハ某県ヲ割ク等

其沿革ヲ詳記スヘシ

但、旧幕府並ニ藩ノ制度・戸口・租税・法律・会計・軍務及ヒ

民俗・土風ヲ記載スル図書官私ヲ論セス、苟モ史料考証ニ供スヘキモノハ遗漏ナク搜索シテ書目ヲ錄上スヘシ

第三則

本庁ハ何道何国何郡何地ニ在リテ、東京ヲ距ル幾許里、幾国郡ヲ管シ広袤大約幾許、幾大区ヲ画シ幾支庁ヲ置ク支庁毎ニ其国郡、部

内戸口華士族平民、社寺其概数ヲ分署ス、但、明治七年ヲ以テ算ス、以下計算皆之三倣ヘ、反数・租税・給禄ノ統計、学校、城市城ハ何人ノ樂ク所、何、開港開市場何年何月ニ人ノ居ル所ヲ註ス及ヒ裁判所・鎮台ノ所在、遷卒・番人ノ員數ヲ詳記スヘシ

但、山陵・御墓及ヒ歴世ニ関涉スル有名ノ社寺・古跡遺跡等、

其所在或ハ旧記碑文等ヲ掲載ス

第四則

立庁以来、知事・令・參事・属等任解進退ノ辞令全文及ヒ年月日

ヲ記載シ、別ニ簿冊ヲ作り検閱ニ便ニスヘシ、旧管庁亦之ニ準ス

簿冊書式

本貫属族 元本貫

旧名某

第五則

第六則

一般ニ調査編輯勿論ナレトモ、漸次ヲ以テセサレハ成功至リ難キ付、便宜ニ着手シ稿本成ニ隨テ之ヲ差出スヘシ、若シ体裁可ナラサル所アレハ、第七則ニ依リ歴史課ヨリ直ニ推問スヘシ

## 第七則

編輯主任者ノ姓名、歴史課へ差出シ置ヘシ、検討諮詢ノ件ハ其事柄ニ依リ、主任ノ名宛ヲ以テ直ニ歴史課ヨリ往復スヘシ

## 第八則

明治八年一月以後ノ事蹟モ、猶此例則ニ依リ毎一年、類ニ從フテ叙紀シ順次差出スヘシ

まず、その対象とされる時期は、達文中にある「維新以来」を前提として、次の四つに分けられる。

(1) 立庁より明治七年十二月まで (第一則)

(2) 立庁以前、幕府・大名・旗本領時代 (第二則)

(3) 合併地については合併以前の他管時代 (第三則)

(4) 明治八年以後 (第八則)

また、対象とする編纂事項は、「歴史ハ政治ノ沿革・民物ノ盛衰ヲ観ルヲ主脳トス」という趣意のもと、具体的に次のような項目があげられている。

(1) 部内政治の施設・制度の沿革・租法、禄制、拓地、勸農、軍役、工業、騒擾時変、孝義忠節ノ類、民利ヲ興シ國益ヲ成セシモノ等 (第一則)

(2) 立庁以前の管地沿革、他管合併・分離の沿革 (第二則)

(3) 旧幕府及び藩の制度等につき史料考証となる図書の目録 (第二則但書)

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業 (太田)

## (4) 知事以下の官員履歴 (第四則)

### (5) 明治七段階の地誌的事項 (第五則)

すなわち、府県史は明治七段階の府県を基準とし、その成立以後の政治・制度の沿革及び官員履歴・地誌的事項を主対象とし、その前史としての旧藩県、合併した他管の旧管庁期の沿革も併せるこにより、維新以来の地方行政の沿革を網羅する構成となっている。

次に、これらの対象事項をいかなる形式・構成で編纂するかについての指示として、次のような編纂方法が示されている。

(1) 事項ごとに年月日を詳しく調べて逐次に分類・叙記すること (前文)

(2) 申牒・布令など関係の深いものは、類別に従つて原文を挿入する。その際、事由難解なものには条下に注釈を加える (前文)

(3) 事実・縁由を調査し、その事の起こりから結末に至る経過を完全かつ質実簡明に、その経過が一貫して理解しやすいよう記す (前文)

(4) 愛憎・褒貶を加えてほめすぎたり、あるいは無実の罪をさせたりしないよう注意する (前文)

(5) 部内政治の施設・制度の沿革は、事類を分けて歴叙する (第一則)

(6) 八年以後も同様に、一年ごとに類に従つて叙記すること (第八則)

類別叙記、紀事本末体、質実簡明、関係の深い史料原文の挿入、が基本的編纂方針であつたといえよう。

## ②分類細目

しかしながら、この例則では、実際に編纂を行うにはいまだ抽象的・例示的なため、各府県から修史局に対し照会がなされ、修史局からも個々に回答を行つており、そこに修史局の考え方とその変化を見ることがある。

まず、類別叙記についていえば、その類別すべき項目が第一則に例示されるに留まつており、これでは全府県が統一された類別をとることは不可能であった。福井保氏は、「若シ其体裁ヲ得候雛形等有之候ハ、一閱イタシ度」という三重県の依頼に対して示された分類細目を紹介しているが、その前文で修史局自身も「如何ニモ第一則ニ而ハ汎然タルモノ故、原来雛形ヲ以御達可相成筈ナレト、自然之ニ拘束シ編輯ノ要ヲ失シ候而ハ不宜、因而畢竟見込ミノ雛形ニ候得共為參照持帰リ可申」と、例則のみでは不十分なことを認めている。<sup>(30)</sup>

さて、その「見込ミノ雛形」とされた分類細目は、「凡事類ヲ分ツ譬へハ」の前提のもと、次のように示された。

県庁  
制度—租法、禄制、軍役、職制、禁令、序則、会計  
政治—拓地、勸農、工業、裁判  
県治—地理、戸口、民俗、学校、警保

しかし、この分類細目は一年を待たずして改められる。それまで

付録—忠孝節義及國益民利ヲ興セシモノ、図書目録、官員履歴、事変騒擾

例則の各則とは、概ね

県庁 || 第一則

制度・政治 || 第一則本文（例示中の「騒擾時變」を除く）、第五則

県治 || 第五則

付録 || 第一則但書及び例示中の「騒擾時變」、第二則但書、第四則

といった対応がみられ、例則を具体的な構成に再編成したものであることがわかる。

ただし、この分類細目は全府県に一律に示されたものではなく、府県からの問い合わせにより個々に示していたようで、また、その内容にも微妙な変化がある。先の三重県の場合は、八年七月二日に修史局に出頭した際のものであるが、愛媛県の場合、これより早く四月四日付で示されている。三重県のものと比べると、(一)「県庁」が「県治」のものとの一類目となつていて、(二)「会計」が「政治」の類目となつていて、(三)「序則」が「禁令」に含められている、という構成上の差異がある他、類目の説明中に異なるものが見られる。また、福島県でも同様の分類細目が三月三十一日付で示されている。<sup>(31)</sup>

太政官地誌課—内務省地理寮で行われてきた「皇國地誌」の編纂が八年九月に修史局に合併されたことにより、府県史から地誌的項目が除かれことを主因とする。この新たな分類細目（以下、旧のものを「第一分類細目」、新のものを「第二分類細目」と仮称する）も、やはり各府県に一斉に指示されたものではないようで、早いものは愛媛県に十月二十五日付修史第百六十七号で示されている。そこでは、その間の事情を次のように述べている。<sup>(33)</sup>

先般歴史編輯例則頒布之後、分類体裁各県異同アルヲ以テ更二分類細目ヲ立テ質疑三答置候處、此度地誌課本局へ合併相成候ニ付、条目中専ラ地誌ノ部分ニ関スルモノハ之ヲ除キ前後刪定シ、更ニ別紙相廻候間、例則ニ対照參酌シ編輯有之度候也。

削除の主対象となつた「地誌ノ部分ニ関スルモノ」は、具体的には、例則での第五則、「第一分類細目」では「県治」中の「地理」がその主要な部分といえる。その削除を含めた改正の結果、この修史第百六十七号別紙に示された分類細目は次のような構成であった。

政治部—県治、拓地、勸農、工業、刑賞、賑恤、祭典、戸口、民俗、学校、駅逓、警保、忠孝節義、騷擾時変  
制度部—租法、職制、禄制、兵制、刑法、禁令、会計

附録—図書目録、官員履歴

「第一分類細目」で、制度、政治、付録と並び立っていた「県庁」と「県治」がなくなつてゐる。これらは、地誌的事項を除いた「地理」と併せて政治部の「県治」となり、一段下位のレベルに改められた。

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業（太田）

また、「地理」以外の「戸口」「民俗」「学校」「警保」の各類目も同様に政治部に移されている。この他、付録にあつた「忠孝節義及国益民利ヲ興セシモノ」「事変騷擾」も政治部に「忠孝節義」「騷擾時変」「刑賞」として移された。これにより、付録は目録と履歴という、データ的要素の強いものに限られ、本編は政治部・制度部という二部構成に整理されることになった。これを、例則各則との対応でみれば、政治部Ⅱ第一則・第五則、制度部Ⅱ第一則、付録Ⅱ第一則但書・第四則ということになる。例則の各則よりも整然とした、一見して理解しやすい構成となつたといえよう。なお、「第二分類細目」は、最後に「以上掲タル所其梗概ヲ示スノミ、編輯実際ニ涉り適宜ニ其条目ヲ増減スルハ妨ナシトス」とその彈力性を認めている。実際、たとえば埼玉県では該当のない「拓地」を除く、第二輯から「勸農」を「勸業」に改め、「議会」「衛生」を加えるなど、独自の類目アレンジを行つてゐる。

この「第二分類細目」の各府県への頒布状況は、前述の愛媛県に続き、埼玉県では八年十二月四日<sup>(34)</sup>、山口県では九年一月十日付<sup>(35)</sup>、石川県には九年二月十九日付<sup>(36)</sup>、三重県にも九年二月付<sup>(37)</sup>で示されている。これらより早く、島根県では八年九月に修史局より分類表が交付され、はじめて「歴史」の体裁をたてた、という記録がみられる。<sup>(38)</sup>概念ながらその内容までは記録されておらず詳細は不明であるが、九月は地誌課が修史局に合併された月であり、ここにいう「分類表」が第一なのか第二なのか微妙なところである。

また、京都府の「府史例言」には、「九年四月廿八日ニ至リ正院修

史局<sup>歴史課ノ改称ニ係ル</sup>各史体裁ノ一ナラサルヲ慮り且ツ地誌課新タニ該局ニ

合併シ凡ソ地理ニ属スルモノハ該誌ニ遷就スヘキヲ以テ更ニ本史ノ

分類細目ヲ頒示シ前頃例則ト參照照準セシム」、栃木県の「栃木県

史凡例」には、「修史局明治九年<sup>四月二十八日</sup>第一二百九十一号達ノ条目ニ於

テ編輯實際ニ当リ」とあり、この頃までに行き渡つたのではないか、

と推測される。

これ以降、十八年六月の終結に至るまで分類細目に変更を求める

大きな指示等はなく、この「第二分類細目」が府県史を統一する基

本構成となつた。本編ともいえる立序以後（例則第一則、第八則等

に対応）だけでなく、旧藩県や合併県の旧管時（同第二則、第三則

等に対応）の分においてもこの構成が基本とされた。当初「自然之

ニ拘束シ編輯ノ要ヲ失シ候而ハ不宜、因而畢竟見込ミノ雛形ニ候得

共」と、府県の主体性と裁量範囲を大きく考えていた修史局であつ

たが、「分類体裁各県異同アルヲ以テ更ニ分類細目ヲ立テ」、全府県

統一的な分類細目を求める結果になつたといえる。修史館の歴史編

纂方針の変更や府県史の位置付けの動きによつても、その分類細目

や内容叙述自体に変更を求めるることはなかつたようであるが、府県

による編纂中止を求める前述の稟議書には、「精粗繁簡一ナラス」と

の評価がなされており、分類細目という形式枠を統一しても、内容

の精度の水準を一定レベルに統一することは困難であつたようであ

る。

### ③ 内容の体裁

前項でみたように分類細目は全国的に統一されていったわけであるが、次に本項では、各類目内での記述の体裁・方法についてみてみたい。

前掲のように例則の前文では、次のような基本的スタイルが述べられている。

- ・年月日を正確に調べ、逐次分類叙記する。

- ・申牒・布令など関係の深いものは、原文を挿入する。

- ・事実縁由を考究し、紀事の本末を全うする。
- ・繁を省き要を摘要貫通理会しやすく、みだりに愛憎褒貶を加えない。

また、「第二分類細目」では

都テ例則ニ照準シ、綱ヲ掲ケ目ヲ列シ、紀事本末ノ体ニ拠リ各類

ニ從テ詳記シ沿革ヲ詳ニスヘシ<sup>41</sup>

との指示がみられる。

両者ともに「紀事ノ本末ヲ全フ」「紀事本末ノ体ニ拠リ」と、紀

事本末体の体裁を述べている。紀事本末体は、編年体と紀伝体を折衷した形の歴史叙述の体裁で、事件の歴史的意義の大きさによって

分量を按分しながら、おおむね事件の始終を記述するものであり、

単純に年月日順に配列する形にはならない。既にみたように「編輯

著手ノ方法」では、紀伝体を「通覽ノ便ヲ失ス」とし、今回の編纂は「編年ノ体ヲ用ヒ事皆大一統ノ下ニ繋ク」と、編年体を採用して

いるが、あわせて「編年史中ニ紀事本末ノ体ヲ帶ヒ、間々論断ヲ加ヘ」る「西国歴史ノ体ヲ襲用ス」としている。すなわち、「今編纂スル所ハ編年中ニ表誌ヲ帶ヒ、間々事ノ沿革本末ヲ叙列シテ論断ヲ附シ」と結論している。これは、正史についての記載であるが、府県史もこれに沿つた体裁が求められたといえよう。

しかし、これらの指示のみでは分類叙記と紀事本末及び編年体の関係を各府県に統一的に伝えることは困難であった。たとえば、度会県では、県庁全体の沿革を編年に記述した「度会県史稿」と分類ごとに事件の顛末を叙記した「度会県別記」の二部立ての編纂が考えられており、凡例はその編纂の意図を次のように述べている。<sup>(42)</sup>

此史稿ハ立序以来大小ノ事務ヲ逐日叙記スト雖、其内租法・禄制・拓地・勸農等、事多端ニ涉ルモノハ其事由起原ノ日ニ大旨ヲ撮記ス、而シテ別記ノ字ヲ注シ事類ヲ分チ顛末ヲ歴叙シ、別ニ一冊トシ以テ看覽ニ便ス、名ケテ別記ト云、譬へハ史稿ハ綱ノ如ク別記ハ目ノ如シ

同様の構成は愛媛県でも考えられている。分類なしの「編年」に対し、部類別のうえで詳述する「紀事」という名称を使っており、歴史課の紀事本末体の指示を編年とは別立てにする理解を取つている。すなわち、愛媛県では編纂開始にあたり「編輯手続」を稟決、

八年三月には「国史編輯之儀伺」として正院歴史課にその可否を問い合わせた。その中で編年と「紀事の一部立ての意図について次のよう記している。<sup>(43)</sup>

其例則編年史ノ御趣意ニ候得共、篇中挿入スヘキ申牒布令并條下  
注記ヲ加フヘキ件モ多分有之、自然煩無ニ涉リ質実簡明貫通理会  
云々之旨ヲ失ヒ不都合不少、仍テ編年・紀事ノ二体ヲ分チ編輯為取  
調候様致度（中略）

#### 編輯手続

一、大例編年・紀事ノ二体ニ基ク、編年ハ維新以来藩県廢置ノ大勢ニ沿ヒ某年某月某事アリ等ヲ逐ヒ叙述シ、時変ノ梗概施治沿革之大体ニ於テ參觀スルニ便ナラシム、紀事ハ全ク部類ヲ分チ申牒布令并ニ人民ノ請告等毎部年月日時ニ從ヒ其顛末ヲ詳ニシ特ニ事状ヲ稽閱スルニ便ナラシム（下略）

例則が求める条件をすべて矛盾なく満たすためには、このような二部構成が必要とされることが述べられている。しかし、歴史課は二部立てを認めず、「編年・紀事ノ二体を立ルニ不及、都テ類ヲ分チ毎部中之ヲ年月日ニ係ケ叙記スヘシ」と回答している。また、八年七月の三重県の照会に対する歴史課下条元春十一等出仕の回答でも「歴史編輯ハ第一事類ヲ分ツラ以テ切要ナリトス」と明快であつた。<sup>(44)</sup> あくまで、類別を大前提としており、県全体としての沿革＝編年史は求めていない。編年・紀事の処理は、各類目内での問題なのである。

しかし、部類を分かたず府県政全体の沿革を編年的に把握するスタイルは、府県にとつては有効であったのか、府県史とは別に編纂している例がみられる。埼玉県では、「諸曹ニ問スシテ県治ノ沿革

ヲ知リ群書ヲ繙カスシテ制度ノ梗概ヲ領スルため「埼玉県史提要」<sup>(45)</sup>が編纂された。明治四年から九年の県治の沿革を「明治史要」にならし編年体で記したもので、簡略な記述で「埼玉県史料」に比して原史料の引用も少ない一方、出典の簿冊名が明記されている。「提要」の名のとおり、沿革の要点を迅速に知ることを目的とし、一方、速やかに原典簿冊に行き着くことができる検索性を併せ持つものである。この「埼玉県史提要」は、七年分までが四等属大庭雄次郎によつて編纂され十五年四月に県令吉田清英に上奏、続く八、九年分は記録掛によつて編纂された。大庭は「埼玉県史料」の当初から十年三月までの編纂主任であり、その七年分まで（第一輯）は十年八月に進達されている。八年以降の第二輯は十七年十一月の進達であり、<sup>(46)</sup>また、記録掛が歴史編纂を所掌するのは十八年六月以降である。<sup>(47)</sup>収録事項や文章も類似しており、「埼玉県史提要」は類別編年体の「埼玉県史料」の編纂成果を母体とし、県独自の必要から再編成されたものであると考えられる。<sup>(48)</sup>

秋田県では既に府県史（「秋田県史稿」）編纂が終了している二十二年から二十三年にかけて「秋田県沿革史稿」を編纂した。これは、四年の置県から二十二年までの沿革を部門なしの編年体で百余丁一冊にまとめたものである。また、この後、二十三、二十四両年分を継続した「秋田県沿革史草稿」（四十余丁一冊）も残されている。<sup>(49)</sup>その内容は、「本編ハ序務沿革ノ大体ヲ略記スルモノニシテ、官衙ノ廃置分合移転、其他県治上ニ関スル重要事件、高等官・各課長ノ

進退、職制・事務章程等ノ綱領ヲ掲ケ」（凡例）るものであった。また、その必要性は、庶務課長青木定謙の起案になる編纂の稟議書（「秋田県沿革史稿」卷末に編綴されている）に「本県記録上ニ於テ仍ホ欠典ト称スヘキモノハ、沿革誌ノ編纂ナキ事是ナリ、抑モ往時ノ事蹟ニ微シテ将来ノ針路ヲ定メ、其他諸般ノ考据参照ニ供スルニ、沿革誌ノ必要ナルハ言ヲ俟タサルナリ」と記されている。もちろん、この時点では「秋田県史稿」控本は県庁書庫に蔵されているし、また、現行の法令集である『現行秋田県法規』も発刊間際に至つていた上でのことである。

また、島根県でも、十五年十一月に「県治要領」の編纂を開始、翌十六年五月に立庁以来十五年分までを完了した。<sup>(50)</sup>やはり、編年体で県治沿革上の重要事項を要点のみ項目としてあげ、史料の引用はしていない。ただし、島根県では府県史（「島根県歴史」）の編纂は十分に進んでおらず、この時期、八年分の政治部、合併県の「浜田県歴史」政治部の八年から九年四月（合併時）分までが進達されるにとどまつており、「県治要領」の方が先行する形である。わずかな例ではあるが、府県側では類別で史料原文も収録されている大部な府県史を持ちながら（あるいは整備過程にありながら）、類別ではなく、県治全般を編年でコンパクトに検索できる沿革史が必要、あるいは有用と考えられたようである。それは、歴史編纂の「材料」ではなく、府県政運営の観点から要点を迅速に知り得ること、その際には原本が身近にあつて立ち戻りえることなどの、政府の修

史担当機関とは異なる目的・条件があつたものと考えられる。

逆に見れば、府県史編纂を命じた当初の太政官歴史課の考え方としては、総体的編年史は国の正史として編纂されるものであり、政府の地方庁である各府県の沿革を、全体として通史的に見る必要は感じなかつたのではないだろうか。府県史は、正史編纂の「材料」「考拠」として利用しやすいことが第一義であるとすれば、検索の比較的容易な類別、事の始終・顛末が理解しやすい紀事本末、府県庁文書の原本を持たないことを前提とする原史料本文の挿入、妄りな評価を廃する客観的叙述、といった例則の求めた条件に合致するようと思われる。

ここで想起されるのは、「歴史課事務章程」が「将来」についての国史編纂は太政官正院の「記録ノ文書」と「府県ノ記載」によると述べ、「修史事宜」ではさらに具体的に、「復古記」の他、記録課の「太政類典」や日誌・布告布達類、諸官省及び「各府県ノ編輯書類」と述べていることである。ここで、国の編纂材料として第一に固有名詞があげられているのが「太政類典」である。「太政類典」は、太政官の決裁原議原本を編年に編纂した「公文錄」に対し、「典令条規」となる事項を類別に謄写編纂したものである。<sup>〔5〕</sup>六年の「編纂処務順序」<sup>〔52〕</sup>が示す「太政官日記及日誌、諸公文ヨリ典令条規ヲ採り、部門ヲ分ツテ類纂ス、其体裁ハ則綱ヲ提げ目ヲ列、以テ政務ノ枢要ト命令ノ原由トヲ審察詳明ニス」という編纂の体裁と目的は、まさに府県史の「綱ヲ掲ケ目ヲ列シ、紀事本末ノ体ニ拠リ各類ニ従テ詳

記シ沿革ヲ詳ニスヘシ」、「例則ニ照準シ綱ヲ掲ケ目ヲ列シ事實沿革ヲ覽ルニ便ニス可シ」に通じるものがある。太政官が編纂の「材料」として必要としたのは、府県庁記録において「太政類典」に相当するものであつたといえるのかかもしれない。<sup>〔53〕</sup>

## (二) 府県の編纂方針

### ①府県からの照会と修史局の指示

前節で考察してきたような政府側の位置付け・編纂方針は、例則と分類細目を除き、全府県に一律に指示されたものは少ない。<sup>〔54〕</sup>やはり前節でみたように、分類細目ですら一齊に全府県に出されたのではなく、各府県からの稿本提出や照会に対し、個々に出し始められている。よって、現在見るような各府県に一定程度統一された形式・内容構成が成り立ち得たのには、各府県が歴史課（修史局・修史館）への照会や他府県の稿本を参照するなどの過程を経て、編纂方針や凡例を作成していくことが想定される。

例則第六則の「稿本成ニ隨テ之ヲ差出スヘシ、若シ体裁可ナラサル所アレハ、第七則ニ依リ歴史課ヨリ直ニ推問スヘシ」という指示には、提出された稿本に修正を求める形で体裁の統一を図っていく、という歴史課の意図が伺われる。前掲の愛媛県「国史編輯之儀伺」に対しても、「第一分類細目」を示して、これに「照準シ稿本一二本可差出候事」と、例則・分類細目以上の指示は、試作版ともいべき稿本に対してなすつもりであることがわかる。これに対し、愛

媛県では七月「石鉄県ノ部分例則ニ照準シ數十条叙記」した稿本を提出、「将来編輯之順序篤ト相同意度」「体裁ノ可否紀事ノ繁簡等可様御指揮相成度」と「国史稿本之儀ニ付伺」を出している。<sup>(57)</sup>さらに、九年九月の最初の進達の際には、編纂主任の梶原虎三郎が上京、十月末まで滞在して修史局に出頭、類目ごとに記述方針や問題点を列記した「編輯手続書」を提出するとともに、修史局員との問答、他府県から提出されていた稿本や書類の調査を行っている。その出張を求める稟議書に、梶原はその理由を次のように記している。<sup>(58)</sup>

（前略）修史ノ件他ノ編輯事務ト不同一、概例則ニ拘泥ス<sup>(59)</sup>可カラス、又判然セサル考証ヲ引拠スヘカラス、文書牒簿ノ全文ヲ挿入スル一概繁無鄙俚ニ涉ル可カラス、故ニ不得止主任ノ見込ヲ<sup>(60)</sup>以テ例則外適宜參酌取捨スル所アリ、（中略）窃ニ之ヲ聞ク、各県ヨリ修史稿本ヲ進達スル体裁異同アルヨリ、徒ニ往復推問ヲ煩シ三四回モ改訂猶該局之ヲ受付セス」という状況を呈していたようであり、それゆえ、梶原の出張となつたわけである。さて、現在、梶原が修史局で写した他府県から出された稿本や同文及びその回答等が残されている。<sup>(61)</sup>この時点ではまだ数府県の稿本が進達されていたにとどまっていたようであるが、その中では神奈川県のものが優れている、と評価し、その他、静岡県と山梨県の稿本につき、メモを残している。また、京都府の「府史例言」は他の写やメモとは異なり、全文を楷書で丁寧に写しており、大いに参考とすべきものと評価していたことが伺われる。<sup>(62)</sup>

このような経緯は愛媛県に限られたものではなく、多くの府県に共通するものであったようである。秋田県では編輯例則中、了解できない件が数十ヶ条にも及んだため、八年七月に西宮藤長が上京して修史局に経伺した後、編纂実務に着手している。<sup>(63)</sup>

埼玉県では八年十一月三十日、編纂の完了した本県及び旧諸県分を修史局に持参したが、「就中各県治ノ編纂不可ヲ示」され、新たに示された「第二分類細目」により「体裁変換」に着手している。<sup>(64)</sup>また、第一輯（明治八～十二年分）の例言では、「京都府・山梨県・和歌山県等ヨリ録上スル所ノ体裁ヲ參看」した、とある。<sup>(65)</sup>

京都府では「八年一月十四日ノ稟定<sup>(其月廿三日)</sup>太政官未批」「同年五月二件ノ照会<sup>(六月三十日修史局長答示)</sup>」「九年五月史稿略例<sup>(本府擬定スル所ニ係ルノ照会)</sup>即時修史」という一連の照会に対する「批答指揮」と例則・分類細目とをあわせて

凡例をつくつてゐる。<sup>(64)</sup>

さらに、府県同士の直接の照会としては、十年九月に山形県から三重県に対して、編纂上の参考のため太政官に奏上した県史・地誌の写本をつくつて送付してくれるようにならざる。<sup>(65)</sup>

現在残されている「府県史料」が有している一定程度の体裁・構成の統一度<sup>(66)</sup>は、このような経過のうえに成り立つたものといえる。

## ②各府県の凡例

このような過程を経て、各府県では類別叙記、紀事本末を加味した編年体、原史料挿入による綱目立て、質実簡明、という原則のもとに編纂方法の細部を決定していくわけであるが、その結果を端的に示すいくつかの凡例から、基本的な体裁・構成に関する条項をみてみると、次のようなものがある。

### 〔滋賀県〕

一、達文等ノ雅馴ナラサルモ敢テ一字ヲ改メス、原文ノマヽヲ

載ス

一、官省ノ布告達等挿入セサレハ其源由詳ナラサルハ全文ヲ挿入シ、或ハ節錄記載ス

### 〔栃木県〕

一、此書事ヲ純スルニ日ヲ以テ月ニ繫ケ月ヲ以テ年ニ繫ク、故ニ一事ノ顛末各所ニ散見ス、間又之ヲ一処ニ合記シ或ハ其条

下ニ挿註ス

一、凡ソ官省ノ達書県治ノ沿革ニ大關係アルモノハ其全文或ハ

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業（太田）

略文ヲ挿入ス、県庁ノ申牒願伺届・管内布達人民ノ願伺及ヒ府

県往答書ノ類モ亦然リ、且之ヲ挿入スルニ全文・略文ヲ論セ

ス其文体ヲ変セサルモノハ、概シテ各条ノ左側ニ低書ス、其文体ヲ変シ大意ヲ略記スルモノハ、略ニ曰ヲ冠シテ直ニ行文

中ニ聯書ス

一、県庁ニ於テ編纂スル諸規則等、卷冊ヲ成ス戸籍規則・各課所務順序ノ類

ノアリト雖トモ、之ヲ紀事中へ挿入シ別冊トナサス、散逸或ハ観覽ニ便ナラサル等ノ患ナキヲ要スレハナリ

一、諸規則等ノ如キ官省ノ布達ニ係ルモノハ、特ニ其綱領ト発令ノ月日トヲ掲載シ、其条目ハ一切之ヲ略ス月日云々件ヲ建セ、間又節略シテ其一二条ヲ擧クルモノアリ、本県ノ編製ニ係ルモノハ總テ各条ノ左側ニ低書ス後改正スルモノハ年月日云々

改正スト記明スルコトアリ

### 〔京都府〕

第三条

凡ソ体裁ハ原例ノ首叙ニ規矩シ、類ヲ分ツテ以テ紀事ノ本末ヲ全フシ、要ヲ提ケテ以テ各節ノ綱目ヲ備ヘ、月日ヲ次第シ原文ヲ挿入シ、事由解シ難キモノハ行間ニ嵌注シ、慣称通シ易スカラサルモノハ字旁ニ附訓ス、且ツ綱目ノ外カ時ニ附存<sup>(67)</sup>ヲ節内ニ設ケ、以テ紀事ヲ考証シノ異同・事實ノ疑信ヲ考フル類原文ヲ恭補ス申牒・布令等及シテ或ハソノ關係ノ往復書等ヲ附<sup>(68)</sup>、全載スルニ録シ、以テ事ノ原委ヲ詳ニスル類此レソノ大凡ナリ、編輯ノ實際ニ至テハ往々權宜酌定シ、茲ニ標準シ難キモノモ亦多シ、之レヲ要スルニ全文通体、能ク事體ノ内外・統属ノ分合ヲ識別シ、

ソノ詳カニスヘキモノハ之レヲ詳カニシ、略スヘキモノハ之レ

ヲ略シ、泛濫ナク遺佚ナク以テ府史ノ体統ヲ存スルニ在リ今ソ  
ヲ舉レハ、均ク官省ノ公布ヲ奉行シ、而シテ特令ニ係ルモノハソノ全文ヲ詳載  
シ、汎告ニ属スルモノハ其旨趣ヲ略叙ス、若シ夫レ本府專令ノ文ハ細大ヲ採ハス  
之ヲ備  
舉スル類

### 第五条

凡ソ行文用字ハ原例ノ首叙ヲ体シ、雅俗淺深ニ拘ハラス質実平  
坦ヲ主トシ、務メテ原文ノ意ヲ失ナハサルヲ期ス、故ニ定名成  
語ノ類ハ論ナク、タトヒ詞ノヤ、鎔鑄スヘキモノトイヘトモ、  
直チニ原語ヲ循用シソノ鄙俚ヲ避ケサルモノアリ、但少シク記  
者ノ辞格ヲ存シ、以テ原文ト分別スルノミ

### 第六条

凡ソ紀事ハミナ實ニ拠テ直書シ、毫モ隱諱スル所ロナシ、原例  
所謂妄ニ愛憎褒貶ヲ加ヘ、溢美冤枉ノ弊ナキヲ要スルモノ、尤  
モ奉シテ金科玉条トス、但所謂繁ヲ省キ要ヲ摘ムモノ、本史未  
タソノ宜キニ副フヤ否ヲ知ラス、蓋シ編者ノ最モ注意スル所ハ、  
事遺漏ナキニ在リ、故ニ寧口繁ニ過ルモ簡ニ失スルコトナク、  
ソノ繁冗無雜ノ如キハ謹ンテ史局ノ剪裁ヲ仰ク

### [埼玉県]

一、凡ソ行文・用字ハ原例ノ首叙明治七年十一月ヲ体シ、雅俗ニ  
拘ハラス質実ヲ主トシ、務メテ原文ノ意ヲ失ハサルヲ期ス、  
故ニ定名・成語ノ類ハ鄙俚ヲ避ケズシテ直ニ原字ヲ書ス、然  
レトモ時トシテ他字ヲ換用シ、原文ト異ナルモノハ一々註文

ヲ加フ

一、瑣細ノ条件ニシテ往々申牒布令ノ原文ヲ挿入スルモノハ、  
叙列スルニ當リ提記或ハ簡単ニ失シ、其意ヲ悉サバランコト  
ヲ恐レテナリ

一、行下ニ間々番号ヲ注書スルハ即チ原文ニ固有スル所ノモノ  
ナリ、是亦贅記シテ事ノ原委ヲ索ムルノ便ニ供セントス

これら、凡例まで明記して編纂された府県は、比較的修史局の意  
向に沿った側に片寄るのかもしれないが、これらの凡例をみると、  
修史局の編纂方針のおおよそは理解されているといえるようであ  
る。特に、京都府のものは、愛媛県・埼玉県等で参照され、十八年  
度以降の修史館による編纂に際しても、その様式として採用されて  
いるよう、ひろく影響を与えたようである。

これらの凡例に共通して述べられているのは、原史料・原文の尊  
重である。「質実簡明」「繁ヲ省キ要ヲ摘ミ貫通理会シ易ラシメ」と  
いう修史局の要求に対し、凡例にみられるような府県は、繁冗ニ過  
ぎても簡に失すことのないよう、という対応を取つたようである。  
進達を受けた修史局において選別の余地を残し得る、という点から  
の安全策といえる。そのため、多少理解のための簡明さを失い、冗  
長になつても、原史料を原文・原字通りに記載する、という編纂方  
針が取られたといえる。そのなかで、官省の布告等は明治に大いに  
関するものに限るなど、省略される傾向がみられる。これも、官省  
の布告は政府側で掌握している史料・事実である、という認識が働

いているといえよう。また、文体を変えず引用する場合は各条の左側に段を下げる記し、文体を変えて大意を略記するような場合は「略二曰」と冠して行中に続けて記す、といった栃木県の凡例にみられるように、引用史料原文を明確に区分するなどの態度をみることができる。

このような府県側における編纂上の方針から、修史局が求めた原文の挿入は、例則の「大ニ関係スル處アルモノ」の枠より拡大されたと考えられる。その結果、「瑣細ノ条件ニシテ往々申牒布令ノ原文ヲ挿入スル」(埼玉県)という体裁・構成を取ることにもなった。それは、「繁冗蕪雜」(京都府)という結果をもたらすものであったかもしれないが、そのことが逆に、史料の収集・選別・筆写という一連の作業を厳密なものとしたのではないか。すなわち、府県史編纂においては、府県庁公文書類から史料として収録すべきものを評価選別する、という作業が最も重要な任務となつた、ということである。

### 三 府県史の編纂作業

#### (一) 島根県の編集工程

では、各府県において実際にどのような作業を経て府県史がつくられたのか、を次にみてみたい。

埼玉県の場合、編纂の過程を伝える史料として、「史誌編輯沿革草稿」が残されている。この史料からは、政府からの令達、進達年月、

担当職制及び職員などを知ることができ、既に『埼玉県史料叢書』第一巻の解説「埼玉県史料」の編集過程で詳細に紹介されている。<sup>(73)</sup>しかしながら、どのような範囲の記録文書から史料を収集し、どのような編集作業を経たか、といった具体的な工程までは記されていない。

その片鱗を垣間見させてくれる史料として「政治部 県治」第三輯の「下調草稿」<sup>(74)</sup>がある。朱書きや付箋等により、多くの加除修正がなされている。また、埼玉県行政文書中の明治六年の活版印刷による管内布達を綴じた「管内触」簿冊の冒頭には「○印編輯ノタメ抄写ノ分」と記した付箋が添付されている。<sup>(75)</sup>実際、編綴された布達には朱の○印が押されているもののが多数ある。また、あわせて「歴史」の二字が、やはり朱で押印されているものも多く、「歴史」「編輯」の用語から、この抄写による布達選別作業が府県史編纂のためのものであることが想定される。

現在のところ、この程度の作業片鱗しか見いだせていないが、このような史料は他府県でも見ることができる。たとえば、宮城県の「県史材料」、岐阜県の「摘要」、群馬県の「群馬県歴史材料」などがあるが、体系的にまとまっている府県の例として島根県がある。現在、島根県立図書館には、「島根県歴史(島根県史)」「島根県歴史原稿」「島根県史料」(以下、それぞれ「控本」「原稿」「史料」と仮称する)と題された、三種類の稿本が残されている。これら三本の内容や形式を比較すると、それぞれ編纂作業工程の各段階で作成

された稿本と考えることができる。

まず、「史料」の、他の一本に比較しての最大の相違は綱文がなく、直接史料原文のみが筆写されていることである。そして、各上欄外にはその史料原文が引き出されたと考えられる簿冊名が記されている。また、類目名も朱書きされている。この他、次のような指示や修正が多数、朱書きされている。

・「掲ク」「除ク」「略記ス」

・「租法」に綴じられた史料の上欄外に「施政ニ左ノ如ク、六年七月失ス旧三県（中略）棄損ス、事租法ニ詳ニス」などと記されているものがあり、複数の類目に重出する事項の処理を指示したものと考えられる。

また、「浜田県史料」では、浜田県の野紙の他、「第三大区小三区役所」「美濃郡」等の野紙に記されたものや、さらには野紙でないものや状物も綴じられている。浜田県では八年四月制定の庶務課事務章程により、庶務課誌史編輯掛で「国史編輯」を行っていたことが確認される<sup>(27)</sup>ので、浜田県が筆写あるいは管下から提出させたものが、そのまま「史料」として使われたものと思われる。

次の「原稿」では、綱文が付き「府県史料」のスタイルになつており、字も「史料」に比べて丁寧に書かれている。朱書きによる修正や指示は、「史料」に比べれば少なくなっているが、「〇六月廿八日ノ条コヽヘ」「後」「前」といった編纂順序を変更する指示や文字の修正、追記、付箋や貼り込みがみられる。

「控本」は、装丁から異なる。用紙は、「史料」「原稿」の半紙に對し大判であり、表紙も「史料」「原稿」の厚紙等の簡易なものではなく和綴本の装丁となつていて。修正もわずかに見られるだけの淨書本といえる。

さらにもう少し詳しく比較するため、明治八年と九年の「制度部職制」を抽出し、三本間の記事の異同をみてみたい。まず、八年分では「史料」と「原稿」との間では次のような違いがみられる。

- ①「史料」一月四日条の上欄外に「職制」「会計」の二つの類目名が記されていたものが「原稿」にはない。

- ②「史料」一月「十三日条「施政ニ掲出」の指示のものが「原稿」にはない。

- ③「受付規則」が「史料」では三月の制定と七月の改定が続けて記されているのに対し、「原稿」では月日順にそれぞれの位置に配されている。

- ④「史料」三月五日条「禁令ニ録載ス」の指示のものが「原稿」にはない。

- ⑤「原稿」三月十五日条が「史料」にはない。

- ⑥「史料」十月七日条が「原稿」にはない。

- ①～④は、指示に従い他の類目に移したことが考えられ、⑤はその逆であることが考えられる。また、⑥は「史料」に指示がないのに「原稿」で消えたことになるが、その内容は紀元天長節の酒饌下賜につ

いてのもので、「政治部 祭典」に移されたことが考えられる。このように「史料」と「原稿」の間での異同は、おおむね「史料」での指示に従つて「原稿」を作成した、という関係で理解しえるものと考えられる。これに対し、「原稿」と「控本」の間では、「原稿」でのわずかな修正指示が「控本」で直されている、という異同のみである。

九年分<sup>29</sup>でも「控本」と「原稿」の間では異同がみられない。「原稿」と「史料」の間では、一方にある記事が他方になり、「史料」では原文であったものが「原稿」では編者の文章でまとめられている、といった差異である。なお、「史料」には月日順に十二月二十七日条まで編綴された後に八月一日と七月二十七日の事項が綴じられており、この上欄外には一旦書かれた「施政」の文字が消され「職制」と朱書きされており、「施政」の「史料」簿冊から移されたと考えられる。

以上の比較検討から、この三本は編纂工程の各段階で「史料」→「原稿」→「控本」の順につくられ、さらにもう一冊の淨書本が作成され修史館に進達されたと考えられる。このような視点で現在内閣文庫に残されている「島根県史料」を見直すと、表題こそ「原稿」「史料」と付されていないが、完成して進達された淨書本と、淨書本まで至らないうちに編纂事業が終了したために、中途で引き継がれた「原稿」「史料」の三種類があることがわかる。

このうち、「史料」に関しては県立図書館に残されている「史料」

よりも、前の作業段階を示しているものもある。すなわち、明治九年分の「賑恤・刑罰・兵制」(「島根県史料 八」)は、類目別に編綴され、上欄外に「罹災ハ三月ニ在ルヲ以テ浜田史ニ入ルベキモノ」ハ大蔵及内務省ノ処置ニシテ県治ニ係處分ハ定メテ十年ニアルベシ」といった、取捨や編纂位置等の指示がみられ、県立図書館のもとの同じ作業段階のものと考えられる。これに対して「同十」以降(一部「原稿」も編綴されている)では、類目別となつてない。

第一丁等に「無号県内布達中抄出」「明治十年県内布達甲号」「内務省指令」「庶務課官省裏議中抄出」といった、史料選別の対象となつたと思われる簿冊名が記され、各史料の上欄外等には「職制」「時変」といった類目名が朱書きされている。これらの編綴単位は、いまだ、収集対象となつた行政文書簿冊であり、それらがいずれの類目に編纂されるべきか、の指示がなされた段階にとどまっているといえる。

この「史料」簿冊の編綴を外し、類目指示に従つて編冊しなおしたものが、県立図書館や明治九年「賑恤・刑罰・兵制」の「史料」と考えられる。県立図書館の「史料」には表紙等に「編輯済」「編入済」と朱書きあるいは押印されているものが多いが<sup>30</sup>、この作業を指しているものと思われる。「史料」のうちにも一段階の工程があつたことがわかる。同様に工程段階を示す記載として、九年の政治部及び制度部の「原稿」の中扉には「稟決」の朱書きがあり、修史館に引き継がれた「島根県歴史附録 島根県官員履歴(自明治九年原稿)」(「島根県

「原 稿」	「史 料」
99 * 島根県歴史附録原稿 旧母里藩・旧母里県	99 * 島根県歴史附録原稿 旧母里藩・旧母里県
97 * 島根県歴史附録原稿 旧松江藩・旧松江県	97 * 島根県歴史附録原稿 旧松江藩・旧松江県
98 島根県歴史附録原稿 旧広瀬藩・旧広瀬県	
91 島根県歴史原稿 政治部 「明治四年辛未十一月十五日至明治七年甲戌十二月卅一日」	121 明治五年至同七年 島根県史 政治部中 「忠孝節義他」「編輯済」 119 * 明治五六七年 島根県史料 租法、駅逓 118 明治五六七年 島根県史料 施政 120 明治五六七年 学校
92 明治八乙亥年一月至同年十二月 島根県歴史原稿 政治部	124 * 明治八年 島根県史 政治制度部 史料 「草稿 施政」「草案」「稿本」他
94 明治五年三月至同七年十二月 島根県歴史原稿 制度部	122 島根県史料 明治七年 祿制他 119 * 明治五六七年 島根県史料 租法、駅逓 123 島根県史料 明治五六七年 刑法「七年編集済」
95 明治八乙亥年一月至同年十二月 島根県歴史原稿 制度部	124 * 明治八年 島根県史 政治制度部 史料 「草稿 施政」「草案」「稿本」他
101 明治八乙亥年一月至同年十二月 島根県歴史附録 島根県官員履歴	
96 九年 島根県歴史原稿 制度部 「十六年十二月廿四日稟決」	127 明治九 島根県史料 租法他 うち賦制に「編入スミ」
93 九年 島根県歴史原稿 政治部 「十六年十二月廿四日稟決」:県治、施政、騒擾等変、祭典、戸口、駅逓、警保 「十五年八月廿五日稟決」:勵農、勸業、工業、民俗、学校、衛生、警保附録、忠孝節義、奇事偉行	125 明治九 島根県史料 県治他 「十五年九月廿九日脱稿」「編入済」 126 明治九 島根県史料 祭典他 「脱稿」「編入済」 内08 * [島根県史 明治九年 賑恤、刑罰、兵制、官員履歴] のうち賑恤、刑罰、兵制
内08 * 島根県歴史附録 島根県官員履歴 自明治九年至同十一年原稿 「稟決未済」	
内09 [島根県史 明治十年] 学校、奇事 明治十年、衛生 明治十年、祭典、禁令	72 島根県歴史 明治十年史料 学校「編入済」、禁令、衛生 内10 [島根県史 明治十年] (未編) 内11 [島根県史 明治十年] (未編) 内12 [島根県史 明治十年] (未編) 内13 [島根県史 明治十年] (未編) 内14 [島根県史 明治十年] (未編) 内15 [島根県史 明治十年] (未編) 内16 [島根県史 明治十年] (未編) 内23 島根県会議日誌 (未編) 10年10月県会のもの
内17 * [島根県史 明治十一年] のうち兵制、禁令、祭典、賑恤 内18 * [島根県史 明治十一年] のうち職制、衛生	内21 [島根県史 明治十一年] (未編) 内22 [島根県史 明治十一年] (未編)
	内17 * [島根県史 明治十一年] のうち 「明治十一年史料 地理」他 内18 * [島根県史 明治十一年] のうち 「明治十一年史料 租税」他 内19 「島根県史 明治十一年」(未編) 内20 「島根県史 明治十一年」(未編)

表1 「島根県歴史」各稿本比較表

凡例 1) 同一対象の各稿本と思われるものを横にならべた。横罫はその区切りを示している。

2) 各稿本名の頭に付けられている「内〇」「15」等は、前者は内閣文庫の「島根県史料」の番号、後者は島根県立図書館所蔵県庁移管文書のうち「史誌編纂資料」の番号。

3) \*は稿本比較表内での重出があることを示す。

4) 「(8年)」、「(5~7年)」等は、収録年代を示す。

5) 稿本名を「」で括ったものは、内閣文庫で合冊後に付されたと思われる表紙によるもの。

記載。押印は、いわゆる「衣冠によるもの」である。このことは、本件の「裏各内」に記載された「付」の「修史受付」である。

7) 「史料」名末の「(未編)」は、類目別に編綴し直されていないものを示す。

史料八には「稟決未済」の付箋が付いている。「原稿」は稟議を経てはじめて淨書にまわされる、という工程の一 段階を示すものであろう。

以上の検討により、内閣文庫本を加えた四本を整理したものが表1である。<sup>(8)</sup>同一の類目につき、作業工程にそつて右から左へ仮に「史料」「原稿」「控本」「進達本」の名称で諸稿本を位置付けた。各稿本の頭に「内10」等と付したもののが政府に進達ないし引き継がれ、現在は内閣文庫に残るものであるが、いずれも最も左側の稿本が内閣文庫本となつていることがわかる。すなわち、淨書まで至つたものは正式に進達され（「進達本」）、「原稿」まで至つていたものは「原稿」が、「史料」にとどまつていたものは「史料」が、それぞれ引き継がれた結果といえる。

以上の検討により、島根県では

- ①行政文書簿冊ごとに収録候補史料を選別・筆写し「史料」を編冊する。
- ②編入すべき類目を検討・注記する。
- ③筆写原稿を類目に分類、年月日順に「編輯」「編入」し、第一二段階の「史料」として編冊しなおす。
- ④さらに、取捨、編纂位置の変更、修正等を行い、綱文を付した「原稿」を作成する。
- ⑤「原稿」の稟決を得、「控本」と「進達本」の一冊を淨書する。という作業工程が取られたといえる。

次に、この島根県の工程をもとに、他府県における編纂過程での稿本と思われるものを見直してみたい。

量のまとまつたものとして、栃木県では内閣文庫に「進達本」である「栃木県史」「栃木県史附録宇都宮県史」「同日光県史」等と共に「栃木県史材料」「栃木県史附録宇都宮県史材料」「同日光県史材料」等が残されている。その総目録凡例（「栃木県史料二十九」）には「蒐輯スル所ノ史料ハ本県願伺届・上申及序中評議・管内布達・諸往答等ノ帳簿ニ就キ、明治元年以降七年迄ノ分ヲ按出ス」「編冊方ハ大概則則ノ標目ニ拠リ部類ヲ分テリ、然トモ編者其人ヲ異ニスレハ隨テ見ル所モ亦異ナル所アランカ、因テ分合修正ノ便ヲ謀リ総テ之ヲ仮綴トナス」とある。県庁の簿冊から史料となるべきものを写し出し、分類細目により編冊しているが、分類の修正を柔軟に考えている。島根県での「史料」→「原稿」段階での編纂位置の変更にあたるものを、実際に筆写原稿を編綴しなおせるように配慮していることがわかる。内閣文庫本で、栃木県ほどまとまって、また、「進達本」とは別に「史料」を伝えている府県は他にないが、前述の島根県同様、十八年の引継により「原稿」「史料」段階にあたる稿本を内閣文庫本に残している府県は少なくない。

むしろ、栃木県のように「進達本」があるにも関わらず「史料」を内閣文庫に残す方が例外的であり、このような場合には「原稿」

や「史料」は府県にとどめられる方が一般的であろう。<sup>〔82〕</sup>愛媛県では、県立図書館に稿本が残されている。このうち、「国史下調書」十二冊<sup>〔83〕</sup>は「租税之部」「賦恤之部」「警保之部」と類目別になつていて、なつてない冊とが混在しており、島根県の「史料」に当たる段階のものかと思われる。また、「国史稿本 共五冊<sup>〔84〕</sup>」は内閣文庫本「愛媛県史料」の四十一～五十二（国史第一稿～第十二稿）に対応するものだが、進達本ほどの丁寧な筆記ではなく、まれに異なる罫紙が使われているなど、島根県の「控本」ほどの淨書本ではない。これは「国史稿本第三次」（内閣文庫本「愛媛県史料」三～七）に対応する「国史稿本 共二冊<sup>〔85〕</sup>」でもそうで、表紙に反故紙裏を使い、罫紙も混在している。また、「愛媛県紀 共二冊<sup>〔86〕</sup>」は前述「国史稿本共五冊」のうちの「愛媛県紀」分の前段階のものと思われ、やはり、段階を踏んで編纂作業を進めていたと考えられる。島根県の「原稿」と「控本」の中間のような稿本や、その前段階と思わせる稿本の存在は、工程中で諸稿本が生み出される段階に、府県によって差異があつたことを示唆している。

宮城県でも県立図書館に稿本が残されている。宮城県では「宮城県国史」の名で編纂・進達が行われ、内閣文庫に三年から十七年分までが伝えられているが、この分については淨書の「控本」が残されている。<sup>〔87〕</sup>これに対し、明治九年に合併された磐井県（明治四年十一月一関県、四年十二月水沢県、八年十一月に磐井県に改称）については「進達本」はないが、県立図書館に「県史材料」十一冊がある。<sup>〔88〕</sup>

これは、水沢県及び磐井県の県庁文書等を筆写収集したもので、冒頭に「県史編聚史料類聚」と記されているものもあり、島根県の「史料」にあたる段階のものといえる。すべて磐井県の罫紙が使われており、また、宮城県の県史編纂の職制では確認されない「編纂係」と表紙に記されていることから、磐井県で編纂され、宮城県に引き継がれたものと考えられる。その後、宮城県では編纂作業を継続せず、「材料」の段階のまま伝えられたものと思われる。

また、岐阜県の場合、県歴史資料館に「県治摘要」など、類目を冠した「摘要」一九冊が保存されている。<sup>〔89〕</sup>類目は、県治の他、序則、職制、会計、租法、禁令の六種類である。類目と同じ名称を冠していることから府県史編纂に関して編纂されたことは容易に想像できるが、「禁令摘要」の緒言冒頭の「本年（明治八年—筆者注）四月廿二日正院歴史課<sub>後改修ヨリ神奈川県へ指令ニ曰、禁令ハ管下ヘ布令セシ法度及ヒ県庁ヨリ頒ツ諸規則等ヲ概称スト</sub>」の文章や「租法摘要別録」の冒頭に「岐阜県史稿卷十六 制度部 租法」から始まる「一丁があることから確認できる。本文に綱文はなく、件名（史料名）と史料原文の引用のみで構成されているそのスタイルからは、これまでみてきた「史料」や「材料」と同じ位置付けが想起されるが、大半は加筆等の多い編纂過程の産物という感はなく、これ 자체が淨書された完成品とも思われる。また、六類目のみの伝存であること、「岐阜県史稿」は十五年分まで進達されているにもかかわらず、「摘要」は県治及び序則の附録が八年であるのを除き、七年分までしか

残されていないことなどから、その性格はなお、検討を要する。

大庭幸生氏によれば<sup>(20)</sup>、「北海道史料」も何種類かの稿本をもつ。「北海道史料 前記」は内閣文庫の進達本（「北海道史料 三十五止」）の他に道立図書館に開拓使東京出張所記録課で作成された「第一稿」「副本第一稿」と根室支庁記録課所蔵分の計三冊、道立文書館に一冊、計五種類がある。明治一年分も四種類、明治三年分は三種類が残されている。また、内閣文庫にはない明治四年～七年分六冊（四、五、七年分各一冊、六年分三冊）が、やはり道立図書館及び文書館に所蔵されている。道立図書館・文書館諸本の関係は、初稿（第一稿）、校訂本（第二稿）、予備の写本、と推定されている。

以上の島根県あるいは他府県の編纂作業から、本項の最初にみた埼玉県の管内布達に押された「歴史」の印と「下調草稿」もやはり、同様の作業のなかで生み出されたものと考えられる。島根県の「原稿」と比した場合、埼玉県の「草稿」は綱文を付された形には至っているが、多くの修正を加える段階に位置している。その点、愛媛県の「稿本」に近い。また、一部残されている「控本」は、島根県に比べると修正が多く、「控本」の完成を受けて「進達本」が浄書される、という段階を経たことが想定される。島根県でも、「附錄旧母里藩・旧母里県」では一冊に「原稿」「史料」の他にもう一本、「草稿」ともいうべき段階のものが編冊されている。各本が作成される工程段階には差異があり、また、「原稿」「草稿」等、同じ名称でも、府県により同じ工程段階にあるものを指しているともいえない。編

纂の第一段階として集められた筆写原稿も、「史料」よりは「材料」と称される方が多かつたようである。「歴史材料」「県史材料」の他、「記録材料」「統計材料」などと使われる場合と同様の意味合いであると思われる。

#### 四 選別収集の対象簿冊

すでにみたように、府県史は繁冗に過ぎても簡に失することなく、かつ、正確さを期するため、各綱目には原史料を挿入する方が基本ともいえる体裁・構成となつた。これにより府県史は、後に「府県史料」の名が付されるような、原史料を基本とする形式のものとなつた。と、すれば、編纂の実務において最も重要な作業は「史料」の選別収集であるといえよう。

「皇國地誌」編纂事業の修史局移管による地誌的事項の除外以前には、民間からの旧記・古文書類の収集も重要な要素としてあり、実際、町村に対しそのための指令が出されている。しかし、「第二分類細目」の形に対象範囲が定まるこにより、その中心は行政文書が中心となり、特に府県庁自らの記録管理下にある行政文書簿冊からの評価選別こそが編纂事業の重要なポイントとなつた。それは、明治十八年の修史館への事業引継に際する群馬県の演説書中の次のような言葉に端的に現れている。<sup>(21)</sup>

歴史材料・諸記録総括シ置キ、引継ノ際紛乱ナキニ注意スヘキ旨曾テ御照会ノ処、元來歴史ノ材料タル序中一切ノ簿書悉皆其資ニ

シテ、之ヲ搜索シテ例則ニ照シ條項ヲ區別シ、或ハ旧藩主或ハ裁判所、或ハ郡役所・戸長役場等ニ徵取シ其稿ヲ立ツ、今其材料ヲ撰出シタル引繼ニ供スヘキ書類ナシ

また、京都府は凡例第二条に<sup>(92)</sup>

凡ソ采拵スル所口皆府中諸課ノ簿書ニ係リ、ソノ引用スヘキモノハ断簡零楮、卷冊ヲ成サ、ルモノトイヘトモ必ス網羅櫻括、鑒別

裁択シ、務テ遺漏ナキニ帰ス（下略）

と記している。京都府を参考とした埼玉県でも、凡例に「編修ニ際シ序簿ヲ網羅シ、又ハ各課ノ主務ニ就キ顛末ヲ質ス」としており<sup>(93)</sup>、府県庁文書すべてが、評価選別の対象である原則をうたっている。

しかし、そのうえでも、重点とされる範囲があつたことが考えられる。記録管理との連環を考えるうえにも、また、「府県史料」を利用する前提としての史料把握のためにも、「府県史料」の史料選択がいかなる範囲からなされているのかを、いま少しその簿冊名や範囲を具体的に把握することが求められよう。そこで、本節では、前節でみた編纂過程での各本から、具体的な収集対象簿冊を探つてみたい。

すでに引用したように、「栃木県史材料」の凡例は、収集すべき史料の「帳簿」として

本県願伺届・上申、戸中評議、管内布達、諸往答

をあげているが、完成本たる「栃木県史」の凡例には、「引用書ハ概ね県庁各課管掌スル簿冊<sup>官省布告布達・諸評議留・諸進達留・諸達書留・諸願伺届書・往答留等ノ類</sup>及ヒ各旧県

交付書類ニ拠リ、仍未古典ニツキ確証ヲ徵セサルヲ得サルモノハ日本史蕃翰譜ハ近世ノ歴史日誌等ノ書ヲ參用スルコトアリ」と、いま少し具体的に記している。すなわち、政府との間、管内の郡区町村・管民との間、あるいは他府県等との間で交わされた文書及び県庁内での評議事項に関する簿冊を、県庁の行政文書のなかでも主要な対象としてあげているわけである。

また、編纂事業の府県から修史館への移管に際して、編纂途中の資料は修史館への引き継ぎが求められた。北海道、岩手県、茨城県、山梨県、和歌山県、岡山県、宮崎県など、現在「府県史料」中に、それと考えられるものが残されている府県は少なくないが、その大半が活版印刷による布達類や規則類である。

「埼玉県史料」の場合、残念ながら引用簿冊を示すものは残されていないが、参考となるものに前述の「埼玉県史提要」がある。その明治七年分までの七〇四綱目中五一四綱目には、引用簿冊が記されているからである。まとめかたによるが、簿冊の種類はわずか二三にすぎず、大別すれば、(一)管下への令達類、(二)府内の規則・記録類、(三)官省との間で交わされた文書・令達類、(四)府県・裁判所との間で交わされた文書、(五)各課の担当分掌(人事・褒賞、租税、勧業、宗教、災害)による処理文書、にわけられる。うち、(一)(四)は栃木県が凡例にあげた「帳簿」に一致する。これらは、

当時の埼玉県では「県庁簿冊」として庶務課の記録担当掛で集中管理されていた種類のもので、記載のある五一四綱目のうちの約九

いずれの類目においても、達・指揮・伺届といった政府との間で交わされた記録が中心で、これらに管内布達・公布全書や規則・法令類が加わり、概ね栃木県や埼玉県と同様の簿冊傾向はみられる。しかしながら、それらとともに各類目に特有の簿冊名がみられる。

「会計」の旅費規則、「職制」の履歴表や職員表などである。

<b>県治摘要一</b>
太政官御達留、租税課日記、職員補任録、太政官御届留、御指令留[文書掛辛未]、租税目録、大蔵省御届留、御指令留[庶務課壬申]、廢県申送継込、常務掛御指令留、諸官省伺届留、大蔵省御伺届留、二十三ヶ条取調書、甲戌県治一覧表、管内布達留
<b>会計摘要一</b>
太政官御達留、岐阜県出納課諸伺御指揮留、大蔵省御伺届留、大蔵省布達留、岐阜県租税課諸官省御届留、県治一覧表、
<b>会計摘要附録 旅費</b>
太政官御達留、岐阜県出納課諸伺御指揮留、同旅費規則、憲法類編第一篇・第二篇、公布全書
<b>職制</b>
職員補任録、判任履歴表、太政官御届留、官員月給渡帳、官員任免宣旨留、職員表調留、太政官御達留、御指令留

七%にものぼる。「埼玉県史提要」の収録綱目の大半は、「県庁簿冊」からのものであり、各課掛で管理されていた「各課簿冊」の範疇から、あまり収録されていないことになる。

全府的に重要な記録が「県庁簿冊」として集中管理されるという記録管理システム、及び類別なしにコンパクトにまとめた全府的沿革史という「埼玉県史提要」の性格からすれば、これは当然の傾向とはいえる。では、類別に、より詳細に編纂された府県史では、ここまで極端な傾向を取り得るであろうか。そこで、次に実際の府県史で、類目ごとに利用されている簿冊名のわかる岐阜県の例をみてみたい。前述の岐阜県の各「摘要」には、表紙裏等に「引用書目」の一覧が付されているものがある。そこに見られる簿冊名は表2のとおりである。

たしかに、各課係の分掌に特有なこれらの簿冊は、利用される類目が限られるが、全体としてみたときには、たしかに群馬県や京都府、埼玉県、栃木県が凡例等でうたうように、府県庁の全簿冊が対象となるといえる。その際、埼玉県の「県庁簿冊」のように、集中

管理がなされている簿冊については、比較的編纂作業に利用しやすい。それは、府県史編纂担当セクションが記録管理セクションと職制的に近ければ近いほど、さらに有効であるといえよう。

これに対し、各課係で管理されている簿冊から収録事項を引き出す際には、その簿冊の貸借等が必要となる。島根県の場合、残念ながら記録管理方法を規定した事務章程等を知ることができず、簿冊管理の集中・分散の様相も知り得ないが、府県史編纂担当セクション（修史料、修史係）が、各課係へ照会を行っている次のような文書が、わずかながら残されている。

表3 島根県「史料」にみえる引用簿冊

〔府県史料〕の性格・構成とその編纂作業（太田）	(1)管下への令達類
	管内布告、管下布告、甲管、無号県内布達、県内布達甲号、無記・甲/社寺係
	(2)庁内の規則・記録類
	県庁日誌、日記 庁中其外規則、庁内諸達甲/秘書科ノ分
	(3)官省との間で交わされた文書・令達類
	太政官達照会等、太政官書記官達照会等、行在所達照会等、法制局達照会等、式部寮達照会等、征討総督達照会等 内務省達、司法省達、大蔵達、宮内達、陸軍省達、工部達、外務達、各課係御達綴込書記 社寺官省稟議/庶務課、官省申稟録/地租係、官省進達採決録/聴訟課、官省申牒寮局庁往復/第四課、学務官省稟議、官省申議/第六課 太政官伺、内務省伺、庶官省願伺、賞典官省伺届留 内務指令、内務省指令、大蔵指令、大蔵省指令、地租改正事務局指令、工部省指令済願綴、外務省指令、司法・陸軍・工部指令、文部省指令、宮内省指令 海軍関係書類、宮内省、陸軍、教部
(4)府県・裁判所との間で交わされた文書	書籍府県并裁判所往復、鎮台府・県裁判所往復留/第四課、雜事鎮台其他往復
	(5)各課所の担当分掌による文書
	戸長願伺、平民願伺処分、正副戸長願伺、貴族願届、貴族願届綴込并建白共、建白書、建議、土民建議、申稟録、六年申稟綴込/庶務課、行賞稟議、行賞申稟/庶務課、十年行賞稟議/庶務課、庶務課戸籍社寺部稟議、社寺雜申稟/庶務課、社寺境内閑涉申稟録、七年申稟録/徴兵係、雜稟、二課稟議、勸業係申稟録、勧工係雜申稟、勸農係雜申稟、諸会社雜申稟、度量衡雜申稟、植園雜申稟、漁業場区押借願申稟録/地理課、申稟録/地理課、地理課稟議、監獄稟議、火防申稟/四課、第四課稟議、火防申議、第四課甲号稟議留、西南暴動ニ係ル稟議/第四課、鹿児島県暴動諸稟議并各所へ達類綴込、第五課諸稟議、第六課申稟、雜申録/第六課、公債係申稟、貸付係申稟録、土木課諸申稟、庁中某外採決留/聴訟課、懲役場採決録/聴訟課、一課諸届、庶務伺、六年社寺願伺處分録式号、社寺諸届綴込/庶務課、救恤願伺、五年壬申説教一件綴込/社寺掛、壬申神社諸願伺届、神官教導職補任一途、官國幣社官祭並遷座一途/庶務課、社寺諸届綴込/庶務課、神道各宗教会結社規則/社寺係、教導団関係書類、常備兵員、十年西南之役戦死人名簿、徴兵関係書類、後備軍一途、除隊并異動関係書類、救恤一途/救濟掛、六七年救助簿、水害表、度量衡、地租・諸税一途、税外收入勘定帳、税外收入金追勘定帳、経費勘定帳、経費追勘定帳、諸勘定帳摘要
(6)その他・不明	旧鳥取史、乾石第一、元因伯、利、史料目録（但原本旬報ハ本科ニ備有之）

- ・「明治九年中処刑人員取調」照会に対する監獄本署回答<sup>96</sup>
- ・明治五、六年の水災反別照会に対する第三課回答<sup>97</sup>
- ・明治六、七年の工事着手・落成年月を土木係に照会<sup>97</sup>
- ・「明治九年一月八日決・一月廿三日稟 第一課稟議」につき、勸業課へ照会、勸農係より回答<sup>98</sup>
- ・災害救助に関する同書と内務卿の指令写につき、付箋で照会回答<sup>98</sup>
- ・「官省伺 獄金懲役場新築」「附属学校新築」につき、付箋で照会回答<sup>98</sup>
- ・「官省伺 獄金懲役場新築」「附屬学校新築」につき、付箋で照会回答<sup>98</sup>

同様な事例として、山梨県立図書館に保存されている同県史誌編輯掛の「明治十一・十二両年 内外往復」「明治十三年 内外往復」には、次のような他課掛から簿冊や資料を借用している文書が残されている。<sup>(29)</sup>

・第三課から「坑業明細表」六葉を借用

- ・第四課から「十年七月ヨリ刑事吟味未決件数簿表」「十年一月至十二月詫違罪贖金仕訳帳」「九年一月ヨリ警察月報表」を借用

・第一課から明治五、六年の「駅通一件綴込」を借用

これらの照会や借用の文書は、今日わずかに残されているにすぎないが、府県史編纂の過程において、頻度の差こそあれ、不可欠の作業であったと考えられる。<sup>(30)</sup>この点、さらに進んだ事例として三重県がある。現在内閣文庫の「三重県史料二十」として、史誌掛が把握していた各課及び支庁の簿書目録が残されている。八年から十三年の六年分があり、史誌掛が全序的な記録管理状況を把握していることがわかる。また、それらの簿冊の利用に関しては、十年十月に「各課へ一応照儀之上」書匣を「隨意搜索」できる権限を稟議、認められている。また同時に、従来再閲・照校のため、謄写した史料に原書名を書いてきたものを、今後は番号化して簿冊の表紙に紙票で貼るように改めている。紙票を用いたのは、各課が記録管理上のものと混乱しないよう区別するためであり、編纂終了後は剥がす、としている。<sup>(31)</sup>目録による把握にとどまらず、原簿冊の閲覧、番号化

による記録情報処理など、編纂期間中に限られるとはいえ、史誌掛は記録担当掛以上に全庁の記録情報を把握・管理していたのかもしれない。

この三重県の裏議では、これらの措置を必要とする根源的理由として「歴史編輯之儀ハ遍ク文書ヲ閲覧不致候テハ記事ノ顛末ヲ全フスルヲ得サルノミナラス脱漏等有之テハ不都合ニ付」と述べている。これまでみてきたように、府県史編纂事業においては記録文書からの史料選別収集が不可欠の作業であり、その正確な引用が求められることを端的に表しているといえる。そして、そのためには、各課掛の所掌事業においていかなる文書が作成され、その結果としていかなる情報が記録簿冊として管理されているのか、をどれだけ把握し、また、それらの記録簿冊の管理・利用にどれだけの権限をもち得ているか、が編纂作業の進捗や精度に大きく影響することになる。記録文書の有効な把握なくして、府県史の編纂は困難といえよう。さらにいえば、府県庁全体の記録管理システムが整備され、また、それが実際に機能しているか、が根源的な規定条件となることになるのだが、記録管理システムそのものも整備過程にあった明治前期にあつては、整備された記録管理をベースに府県史編纂を開始する、というような関係には立ち得ず、両者は相互に影響・補完あるいは依存しながら進展していくたと考へる方が自然ではないだろうか。

## おわりに

以上、府県史が国史編纂のなかで求められた位置と構成や内容、府県における編纂作業と収集対象とされた行政文書につき、この二年のあるいだに調査しえた範囲内の史料で検討してきた。本稿は、明治前期の府県における記録管理と府県史編纂について考える前提として、府県史編纂事業を基礎的に再確認しようとしたもので、福井保氏をはじめとする諸研究の域を出るものではない。また、「はじめに」に記したように、本来、前稿に先立つてなされねばならない作業でありながら、いまだにわずかな調査府県の事例のなかでの検討にとどまっている。今後も、よりひろい調査が必要とされる。

このようないくつかの観点から、さらに調査を深め、別稿を成る可能性を持つていたのではないか、という、前稿の起点となつた疑問・問題点にも、改めてたどりつけたようだ。

冒頭に掲げたいくつかの観点から、さらに調査を深め、別稿を成せるよう期したい。

\*

本稿を成すにあたつての調査では、国立公文書館内閣文庫、秋田県公文書館、島根県立図書館、島根県総務部総務課、愛媛県立図書館、宮城県立図書館、山梨県立図書館、静岡県立中央図書館、愛知県公文書館、岐阜県歴史資料館、岡山県総合文化センター、徳島県立図書館のお世話になり、柴田知彰氏（秋田県公文書館）、内田文恵氏・森田ルミ氏（島根県立図書館）、樽美康一氏（島根県総務部総務課）、望月健男氏（山梨県立図書館）、伊藤克司氏・吉田善治氏（岐阜県歴史資料館）、原由美子氏（本館）をはじめ、お名前をお聞きしながら多くの担当の方々から、貴重なご教示をいただきました。また、本稿の一部については、文書管理史研究会・記録史料情報管理論研究会で報告をさせていただき、その席上、多くのご意見やご指摘をいただき、本稿に反映させることができました。最後になりますが、お世話になつた方々に紙面をお借りしてお礼申し上げます。

## 註

(1) 「府県史料」は明治七（一八七四）年十一月から十九年一月の間に行われた府県史編纂事業の成果であるが、その名称は大正三

(一九一四)年の記録課庶務掛から内閣文庫への移管に伴う公開の際にはじめて使われたもの（註(8)福井論文）で、編纂当時に使われた名称ではない。当時の総称は「府県史」である。本稿では、現在内閣文庫に保存されている史料名称としては「府県史料」を用い、それ以外は「府県史」とする。また、各府県ことの名称はそれぞれ異なる。本稿で使用する主な府県のものの名称は、「秋田県史稿」「岐阜県史稿」「三重県史稿」「宮城県国史」「愛媛県国史稿」「栃木県史」「山梨県史」「滋賀県史」「京都府史」「島根県歴史」等である。埼玉県は不明のため、本稿では仮に「埼玉県史料」と呼称するが、「埼玉原史稿」あるいは「埼玉原史」と呼ばれていた可能性がある（註(7)拙稿二九頁参照）。

(2) 正確には、各府県での編纂が明治十七年度（十八年六月）で終了した後、翌十九年一月まで修史館において編纂が継続される。その間に編纂された稿本は、「修史館稿本」として目録上で区別されている。

(3) 正確には府県によりカバーできる年代等には差がある。最も整っている府県では明治十七、八年まで編纂されている（宮城県、千葉県、石川県、富山県、山口県、熊本県）が、多くの府県はそれが以前で止まっている。また、全府県としたが正確には沖縄県分はなく、鹿児島県分は修史館稿本のみが伝わる。

(4) 一般公開が前提となつてない、評価選別までに一定の十分な期間が設定されていない、評価選別に漏れたものも廃棄されるわけではない、「史料」の認識といった点に相違があるといえる。

(5) 本稿で主な対象とした埼玉・秋田・宮城・島根・愛媛各県の他、註(8)の先行研究では、いずれの府県においても主に庶務課内の記録担当掛（記録掛、編輯掛等）で行われるか、あるいは同

課内に史誌編輯掛・史誌掛等を設けて行つてはいる。唯一、島根県では課から独立した修史料で行つてはいる時期があるが、この時期、記録管理業務も記録科として独立している。

(6) 本稿では、政府に提出された正本を「進達本」、府県に控として残された副本を「控本」と仮称する。

(7) 「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制—秋田・埼玉両県の比較レポート—（本誌第十号、一九九七年三月）

(8) 福井保「府県史料」の解題と内容細目（国立公文書館『北の丸一国立公文書館報』二、一九七四年三月、後、「日本書誌大系12 内閣文庫書誌の研究」一九八〇年六月、青裳堂書店）、大庭幸生「開拓使の修史事業—『北海道史料』の作成を中心にして」（『北海道立文書館研究紀要』五、一九九〇年三月）、佐々久「解題」（宮城県編『宮城県史』33（資料編10））一九七五年三月）、譽田宏「福島県における府県史料・皇國地誌の編纂について」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』一九八一年六月）、萩原進「解題」（群馬県文化事業振興会編『群馬県歴史』一、一九七三年四月）、阿久津宗二「群馬県における明治期公文書の編纂過程と保存規則」（群馬県立文書館『双文』一、一九八四年三月）、原由美子「県史・地誌の編集」（埼玉県編『埼玉県行政史』一、一九七九年一〇月）、渡辺隆喜他「解説」（埼玉県編『埼玉原史料叢書1 埼玉県史料』一九九四年三月）、吉本富男他「解説」（『同2』一九九五年三月）、吉本富男他「解説」（『同3』一九九七年三月）、石井良助「史料解説」（千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代編 明治初期一九一三』、一九六八～七〇年）、菊池昭『東京都の修史事業』（東京都編『都史紀要』二七、一九八〇年三月）、沓掛伊佐吉「改訂増補神奈川県史料について」（神奈川県立図書館編『神奈川県史料』三、一九六六年十二月）、本間恂一・真水淳・伊東祐之「稿本新潟県史」解題（国書刊行会編『稿本新潟県史 別冊』一九九二年一〇月）、中島嘉文「福井県史料の編さん過程について」（福井

- 県総務部県史編さん課『県史資料』一、一九九一年三月)、上野晴朗「山梨県史解説」(山梨県立図書館編『山梨県史』一、一九五八年十二月)、静岡県立中央図書館「静岡県史料」解説(同館編『明治初期静岡県史料』一、一九六七年三月)、鷲見純司「教育委員会移管と県歴史資料館」(岐阜県史稿を整理してー) (『岐阜県歴史資料館報』七、一九八四年三月)、吉本一雄「山口県史料」編輯の経緯(山口県文書館『山口県文書館研究紀要』一六、一九八九年三月)、広田暢久「山口県歴史編纂事業史(其の一)」(山口県『山口県史研究』一、一九九三年三月)、藤田正「明治前期の『愛媛県史料』編纂過程」(愛媛県歴史文化博物館『研究紀要』二、一九九七年三月)、田中歳雄・高須賀康生「解説」(愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』資料編 近代1)一九八四年三月)、平尾道雄「解題」(高知県編『高知県史』近代史料編一九七四年)、今津健治「解説」(財団法人西日本文化協会編『福岡県史』近代史料編 三潴県行政)一九八四年三月)、(9) 国立公文書館蔵「太政官沿革志三十二 修史局沿革」(日本史籍協会編、東京大学出版会発行の影印本『太政官沿革志九』一九八七年五月、を使用)。以下、国の修史事業については、別に注記のないものはすべて本沿革志による。
- (10) これとは別に、文部省では明治六年四月、後小松天皇(南北朝合体時の天皇)以降の国史編輯を開始したが、七年六月に太政官歴史課に移管、その修史事業に組み入れられた。
- (11) 「太政官沿革志三十七 記録局沿革」(『太政官沿革志八』三七頁)
- (12) 「太政官沿革志三十一 修史局事務章程」(『太政官沿革志九』一四七頁)。なお、読点・並列点は適宜筆者が付した。以下、本稿の引用史料はすべて同様。
- (13) 註(9)史料二三二八頁
- (14) 『法令全書』明治七年上巻三六二三頁
- (15) 註(8)福井論文
- (16) 註(12)史料一七五頁
- (17) 註(12)史料一八三頁
- (18) 慶応三(一八六七)年十月十四日から明治十五年まで、全一六卷に歴史事件を綱文的に逐年編纂したもの。その内容体裁は凡例に「日ヲ以テ月ニ繋ケ、月ヲ以テ年ニ繋ケ。故ニ一事ノ顛末、各處ニ散見ス。間又一處ニ湊帰シ、或ハ各条ニ嵌註ス」とある。このうち、明治七年までの記事については、「明治史要引用書」により引用された原史料がわかり、昭和八年の重版ではこれが注記された。本稿ではこの重版の復刻本(一九六六年十一月、東京大学出版会)を用いた。
- (19) 註(12)史料一八九頁
- (20) 註(12)史料一九四頁
- (21) 註(12)史料一九九頁
- (22) 東京帝國大学文学部史料編纂所「復古記序」(東京大学史料編纂所編纂『復古記』第一冊)
- (23) 宮地正人「復古記編纂を乞うの議」解説(田中彰・宮地正人校注『日本近代思想大系13 歴史認識』一九九一年四月、岩波書店)
- (24) 註(9)史料三八一頁
- (25) 「歴史編輯事務引継演説」(群馬県立文書館収蔵群馬県行政文書明一七八「雜事管外官衙」)、註(8)吉本一雄論文、同今津解説
- (26) 「鳥根県史看詳議并条件」(鳥根県総務部総務課所蔵鳥根県府古文書簿冊三四七「明治十三・十四年 建白」)
- (27) 角田文衛「解説」(京都市参事会編著『平安通志』「復刻」一九七七年六月、新人物往来社)
- (28) 明治十八年十二月二十一日「県史編修之儀ニ付意見具申」(註(8)上野晴朗「山梨県史解説」所収。後掲の青柳直道の意見具申書も同解説所収)
- (29) 本館収蔵埼玉県行政文書明九六六一六二「明治二十二年十二月

二十九日 知事更迭事務引継書

年三月 参照。

- (30) 国立公文書館内閣文庫所蔵「三重県史料 十」
- (31) 愛媛県立図書館所蔵愛媛県行政文書M〇五一一三「国史編纂集」第三号。なお、愛媛県の編纂過程については註(8)藤田正論文が詳細に論じており、本稿の愛媛県に関する記述の多くも同論文によつている。
- (32) 註(8)菅田論文
- (33) 註(31)簿冊「国史編纂集」第七号
- (34) 埼玉県行政文書明一〇一「史誌編輯沿革 草稿」(埼玉県史料叢書1「埼玉県史料一」所収)
- (35) 註(8)吉本一雄論文
- (36) 国立公文書館内閣文庫所蔵「石川県史料 七十一」
- (37) 「三重県史料 十」
- (38) 島根県古文書簿冊二二六四(五二三)「明治九年 井関県令・佐藤県令事務請渡書」
- (39) 国立公文書館内閣文庫所蔵「京都府史料 一」
- (40) 国立公文書館内閣文庫所蔵「栃木県史料 二十八」
- (41) 「三重県史料 十」
- (42) 「三重県史料 十三」
- (43) 註(31)史料
- (44) 「三重県史料 十」
- (45) 「埼玉県史提要ヲ上スル疏」(「埼玉県史提要」冒頭。本館編『埼玉県近代史料集 第一集』所収)
- (46) 註(34)史料
- (47) 「埼玉県行政文書明九四一」の一一七六「庶務部 職制」
- (48) 「埼玉県近代史料集 第一集」解説、註(8)原由美子「県史・地誌の編集」
- (49) とともに秋田県公文書館所蔵。高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(秋田県公文書館『研究紀要』一、一九九五)
- (50) 島根県府古文書簿冊一一六八(一六一九)「明治十六年 境県令・藤川県令事務請渡書」
- (51) 石渡隆之「太政類典」の構成・利用者のための手引ー」(『北の丸一国立公文書館報』一二、一九七四年三月)、中野目徹「公文録と太政類典」(岩波書店編集部編『日本近代思想大系 別巻近代史料解説・総目次・索引』一九九二年四月)
- (52) 国立公文書館所蔵「記録局諸則沿革録」記録課之部
- (53) 三重県宛の「第一分類細目」(三重県史料)
- (54) 愛媛県宛の「第一分類細目」(註(31)史料)
- (55) このことは逆に、府県にとって府県史が「太政類典」のようないくつかの記録情報管理ツールとして活用しうる可能性を示している、ともいえ、やはり「はじめに」で提起した三番目の観点につながつてくる。
- (56) 一律に出されたものの例として、「租税」についてでは、詳細は租税寮において調査するので「反別何程元高何程及び維新以来改正ノ大概」を記載するように、という明治八年太政官達第三二号がある。また、「刑賞」では十五年三月二十九日に分註を改正している(「三重県史料 二十二」)
- (57) 註(31)簿冊「国史編纂集」第五号
- (58) 註(31)簿冊「国史編纂集」第八号
- (59) 愛媛県行政文書M〇五一二「国史地誌例則」
- (60) 埼玉県のものでは、皇国地誌に関する伺四件(内務省日誌明治八年三十七号・三十九号・四十四号・四十七号)及び「令參事典事属任解進退表」の表紙表題と思われるものが写し取られている。
- (61) 「明治八年考課状概略(第一課編輯掛)」(秋田県公文書館所蔵秋田県公文書八二四四「明治六七八年第一課記録掛事務簿 記録ノ部」)
- (62) 註(34)史料

- (63) 「県史稿第一輯例言并目次」(「埼玉県史料 三十四」、「埼玉県  
史料叢書1 埼玉県史料一」所収)
- (64) 註(39)史料
- (65) 「別紙之通山形県ヨリ照会ニ付御回答案」(「三重県史料 十二」)
- (66) 「一定程度の体裁・構成の統一度」と記したが、内閣文庫所蔵の「府  
県史料」をみると、地誌的事項や社寺旧跡類に関するもの、布  
告布達や古文書といった史料など、分類細目に構成されえないも  
のも日につく。しかし、前者については、例則発布後、二度の分  
類細目が出される以前に編纂がすすめられたものと考えられ、埼  
玉県の場合も、「第一分類細目」段階では不要となつた例則第五  
則の地誌的項目に基づいて編纂された稿本が残されている。(埼  
玉県史料叢書4 埼玉県史料四 解説参照)また、後者につい  
ては、修史館一括編纂化に際し、府県から引き継がれた編纂用資  
料と考えられる。
- (67) 「滋賀県史凡例」(「滋賀県史料 六十一」)
- (68) 「栃木県史凡例」(「栃木県史料 二十八」)
- (69) 「府史例言」(「京都府史料 一」)
- (70) 「県史稿第二輯例言并目次」(「埼玉県史料 三十四」)
- (71) 「府県志材料纂輯順序」(「茨城県史料 十四」)
- (72) 凡例ではないが、印旛県から千葉県に引き継がれて完成・進達  
された「印旛県歴史 政治之部・制度之部・附録」(内閣文庫本「千  
葉県史料 四十三」)の巻初に附載された千葉県記録掛十等属高  
橋正明の伺にも、「各編中其関渉スル文書ハ洩サス之ヲ掲記スルハ  
其繁ニ過ルモ、略ニ失スルノ弊ナキヲ要スル主旨ニ有之候」とあ  
る。
- なお、逆に「関渉スル文書」が残されていない場合には、「各  
編中一事件ヲ記スルニ、其初端ノミヲ存シテ結局ノ如何ヲ忘ル能  
ハサルモノアリ、或ハ本県同文ヲ錄シテ其指令ヲ挙ケサルモノ等、  
終始完全具備セサルモ如何セン、他ニ事実ヲ徵シテ之ヲ補正スヘ
- (73) 吉本富男執筆分
- (74) 埼玉県行政文書明一〇一 「県史編纂資料合冊」
- (75) 埼玉県行政文書明九二
- (76) 鳥根県では、明治九年に合併した浜田県・鳥取県の、合併以前  
の沿革も同様に編纂しており、やはり「浜田県歴史」「浜田県歴  
史原稿」「浜田県史料(志料)」等と題された三本が残されている。
- (77) 「庶務課事務章程」(「島根県史料 二十八」)
- (78) 島根県立図書館所蔵県宇移管文書のうち史誌編纂資料No一二四  
「史料」、No九五「原稿」、No五「控本」
- (79) 同No一二七「史料」、No九六「原稿」、No六「控本」
- (80) 同No一二一、一二三、一二五、七など
- (81) 合併以前の「浜田県歴史」「鳥取県史」も同様に編纂されてい  
るが、紙幅の関係もあり省略した。
- (82) 「史料」「史料」などと呼ばれる、収集された史料の筆写原稿は、  
次の段階に進むに際して、切り貼りされて類別にまとめるような  
編集方法も取られたと思われる。修史館による「修史館稿本」が  
そうであり、「島根県史料」にも切り貼りの多い巻がみられる。  
この場合、当然のことながら切り取られてばらされた稿本は存在  
しなくなる。
- (83) 現在は六冊に編冊。愛媛県行政文書M〇五一四一一六
- (84) 愛媛県行政文書M〇五一五一一五
- (85) 愛媛県行政文書M〇五一五六一七
- (86) 愛媛県行政文書M〇五一八
- (87) KM一〇九一ミ一「宮城県国史」一八冊
- (88) KG一〇九一ケ一「県史材料」一冊

キノ書類ヲ需メ難シ、而シテ啻二不備之文書ヲ編輯スルハ贅事ニ  
似タリト雖モ、専ラ往時ヲ徵スルノ参考タルニ過ス」と記してい  
る(石井良助「史料解説」千葉県史編纂審議会編『千葉県史料  
近代編 明治初期』)。

「府県史料」の性格・構成とその編纂作業（太田）

- (89) 県治摘要五冊、序則摘要五冊、職制摘要二冊、会計摘要五冊、租法摘要六冊、租法摘要別録二冊、租法摘要目録一冊、禁令摘要三冊（明治期岐阜県厅事務文書No三・三五一一～八）  
(90) 註(8)大庭論文  
(91) 註(25)「歴史編輯事務引継演説」  
(92) 註(69)史料  
(93) 註(70)史料  
(94) 註(7)拙稿三六頁以下  
(95) 島根県立図書館所蔵県庁移管文書のうち史誌編纂資料No一四〇。また、三重県でも「官省及本県布告達表」として、布告・達の一覧表を作成している（五七七年分。「三重県史料 十四」）。  
(96) 「島根県史料 八」  
(97) 島根県立図書館所蔵県庁移管文書のうち史誌編纂資料No一二一「自明治五年至同七年島根県史政治部中」  
(98) 同No一四二「明治十二年県治臨時取調御用掛・明治九年修史科雜款」  
(99) 山梨県行政文書No一一六M一一一三、一一六M一三一四  
(100) 註(8)吉本一雄論文には山口県の事例が紹介されている。  
(101) 「三重県史料 十七」